

令和5年度

埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

令和6年11月 埼玉県教育委員会

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、埼玉県の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

2 調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

3 調査項目及び調査対象

I 暴力行為

- (1) 暴力行為の発生件数(全国との比較・経年推移・校種別・態様別)
- (2) 暴力行為の加害児童生徒数
- (3) 加害児童生徒数のうち、暴力行為を2回以上行った児童生徒の割合
- (4) 暴力行為の学年別加害児童生徒数

II いじめ

- (1) いじめの認知件数(全国との比較・経年推移・校種別・学年別)
- (2) いじめを認知した学校の割合(経年推移・全国との比較)
- (3) いじめの発見のきっかけ(校種別・経年推移)
- (4) いじめの態様(校種別・経年推移)
- (5) いじめ重大事態発生件数(全国との比較・校種別・経年推移)
- (6) いじめの解消状況(経年推移)
- (7) アンケート実施状況(経年推移)
- (8) いじめの日常的な実態把握のための具体的取組の実施状況(アンケート以外)

III 不登校

- (1) 公立学校における不登校児童生徒数(小・中学校、高等学校 経年推移・学年別)
- (2) 小・中学校、高等学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数
- (3) 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数
- (4) 不登校児童生徒について把握した事実(校種別)

IV 中途退学

- (1) 高等学校における中途退学の状況(全国との比較・経年推移)
- (2) 学年別中途退学者数(全国との比較・学年別)
- (3) 中途退学の事由(全国との比較・経年推移)

V 自殺

- (1) 自殺者数(全国との比較)

基本情報(埼玉県公立学校)

※令和5年度学校基本調査による数値

※休校中の小学校3校、中学校1校は除く

※義務教育学校は小学校・中学校に、中等教育学校は中学校・高等学校にそれぞれ加える

● 学校数

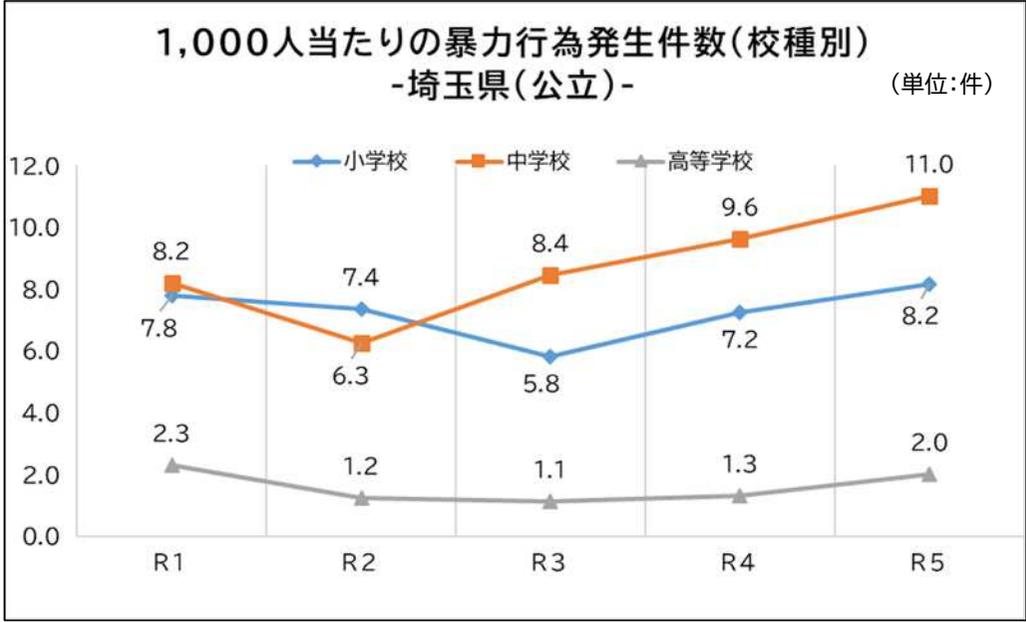
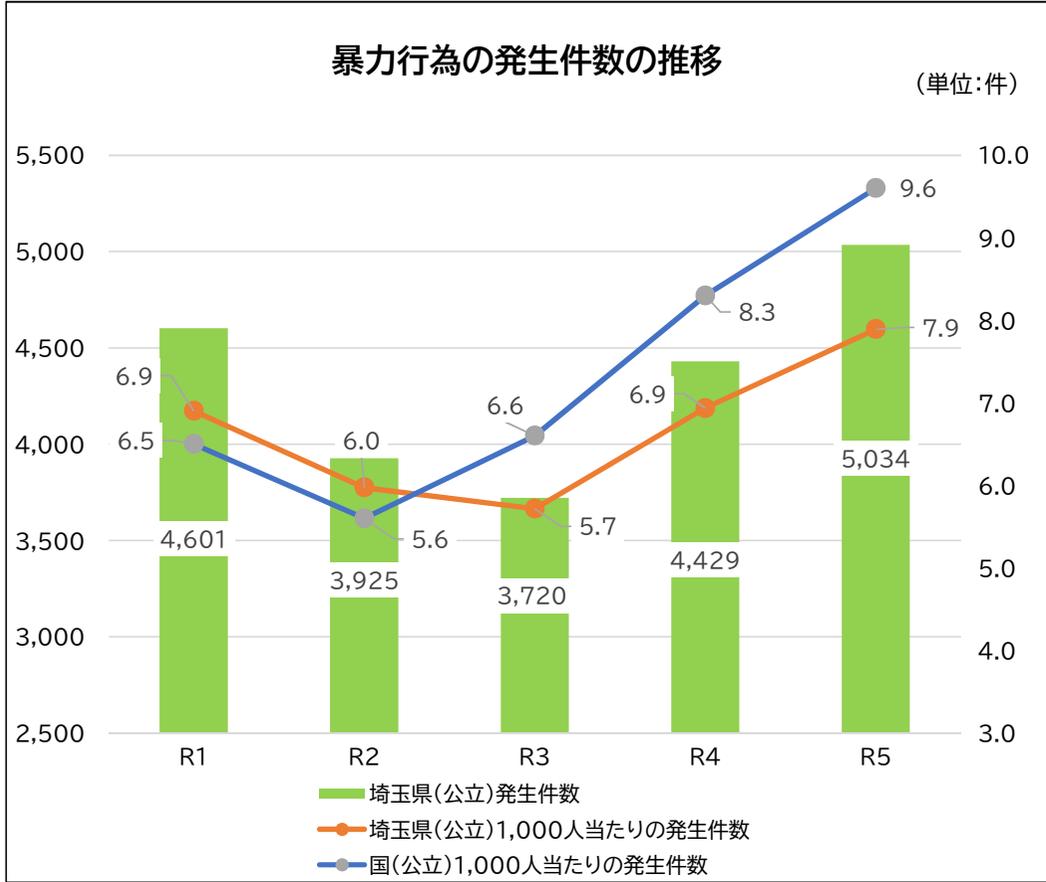
校種	校数
小学校	796校
中学校	416校
高等学校*	163校
うち 全日制	138校
うち 定時制	24校
うち 通信制	1校
特別支援学校 <small>(分校含む)</small>	54校

*課程毎に1校とする。

● 在籍児童生徒数

校種	児童生徒数
小学校	352,816人
中学校	175,530人
高等学校	109,549人
うち 全日制	102,694人
うち 定時制	3,717人
うち 通信制	3,138人
特別支援学校	8,726人

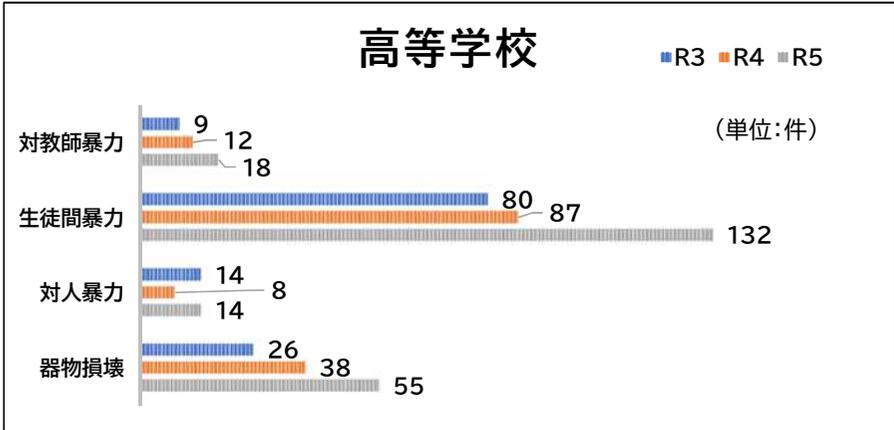
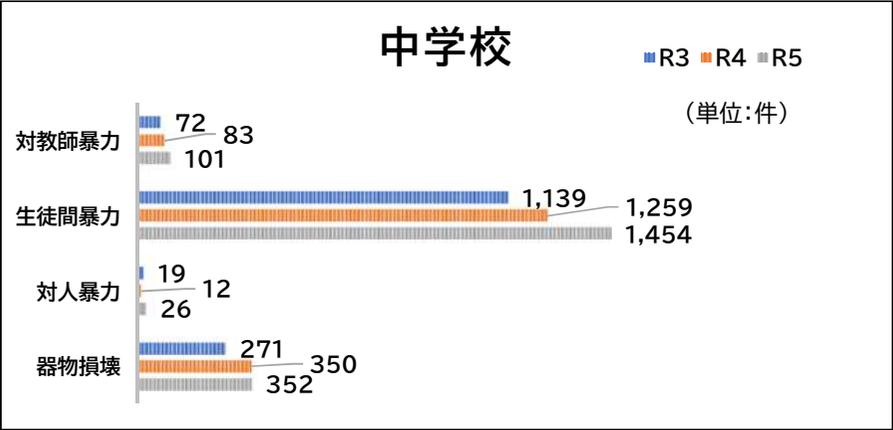
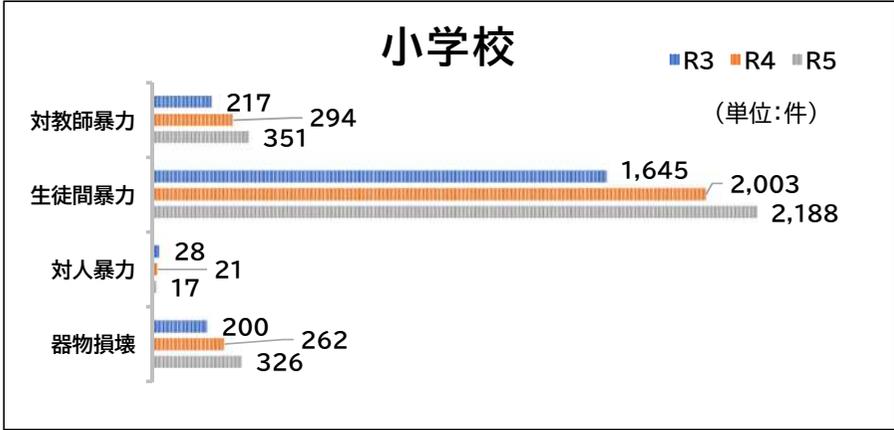
I 暴力行為 (1)-1 暴力行為の発生件数(全国との比較・経年推移・校種別)



埼玉県(公立)	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	2,877	2,676	2,090	2,580	2,882
中学校	1,447	1,106	1,501	1,704	1,933
高等学校	277	143	129	145	219
合計	4,601	3,925	3,720	4,429	5,034

- 暴力行為の発生件数は5,034件(前年度比13.7%増)で、直近5年間では最も多い件数である。
- 全ての校種において、前年度に比べ、発生件数が増加しており、中学校では3年連続で増加している。

I 暴力行為 (1)-2 暴力行為の発生件数(態様別)



小学校	R1	R2	R3	R4	R5
対教師暴力	455	301	217	294	351
生徒間暴力	2,096	2,140	1,645	2,003	2,188
対人暴力	20	13	28	21	17
器物損壊	306	222	200	262	326
合計	2,877	2,676	2,090	2,580	2,882

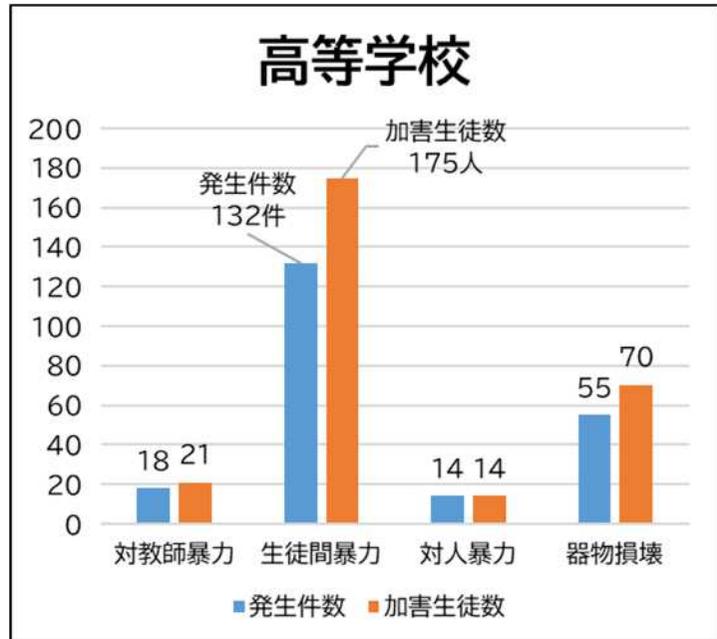
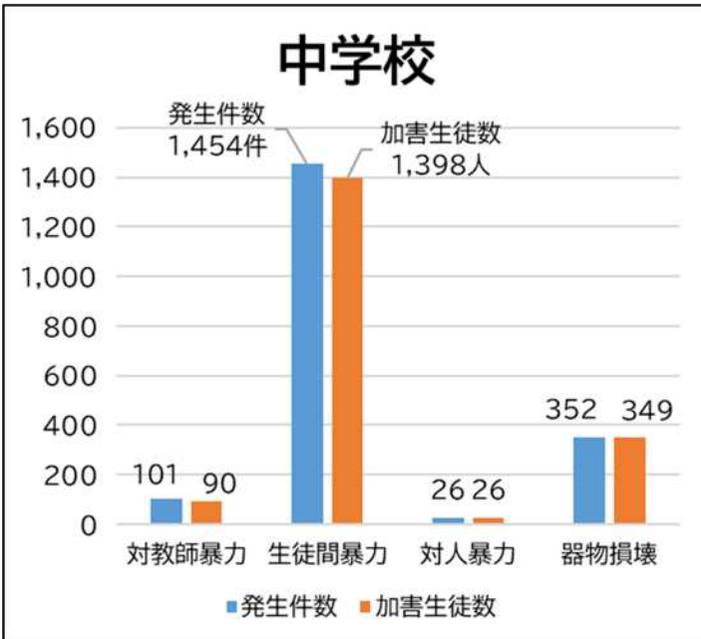
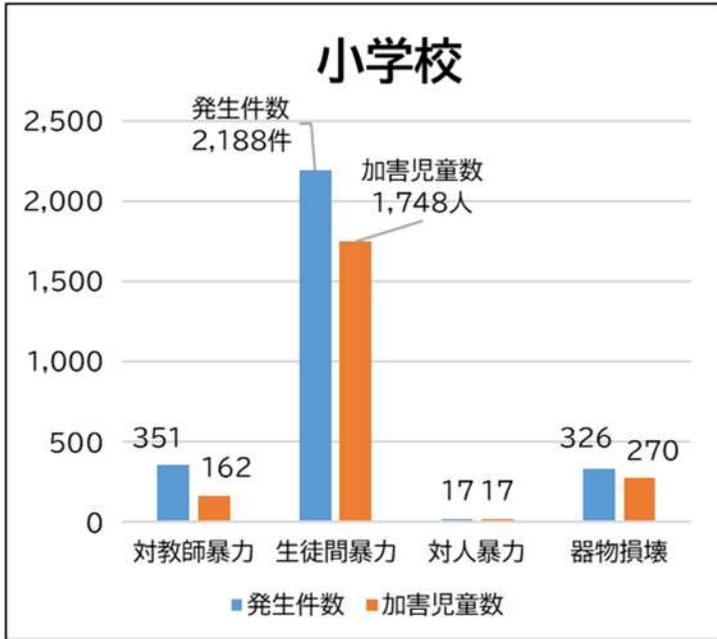
中学校	R1	R2	R3	R4	R5
対教師暴力	58	64	72	83	101
生徒間暴力	1,072	802	1,139	1,259	1,454
対人暴力	23	18	19	12	26
器物損壊	294	222	271	350	352
合計	1,447	1,106	1,501	1,704	1,933

高等学校	R1	R2	R3	R4	R5
対教師暴力	22	10	9	12	18
生徒間暴力	153	82	80	87	132
対人暴力	11	2	14	8	14
器物損壊	91	49	26	38	55
合計	277	143	129	145	219

- 全ての校種において、生徒間暴力が最も多い。
- 前年度との比較では、小学校の「対人暴力」以外のすべての態様について、増加した。

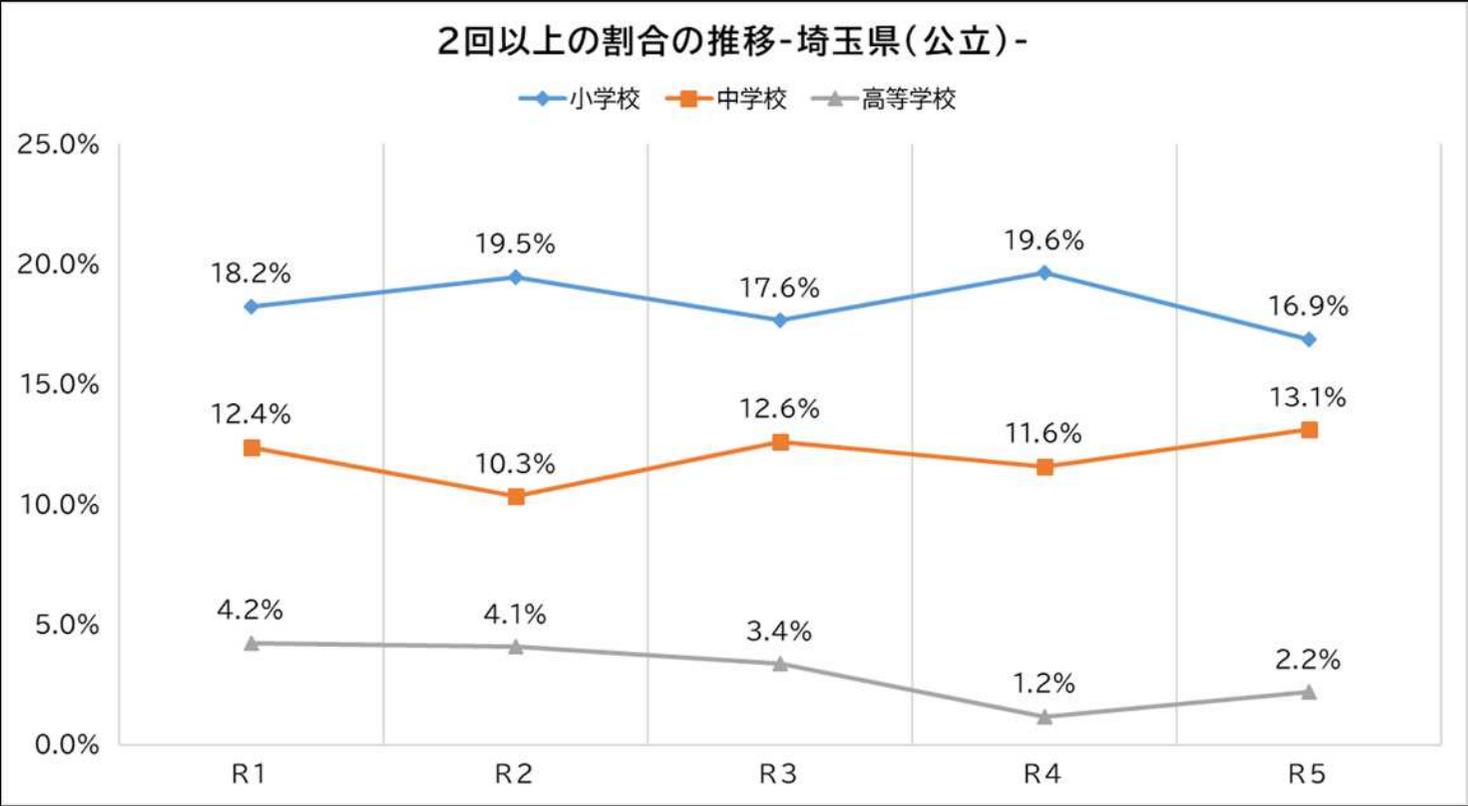
I 暴力行為 (2) 暴力行為の加害児童生徒数

令和5年度



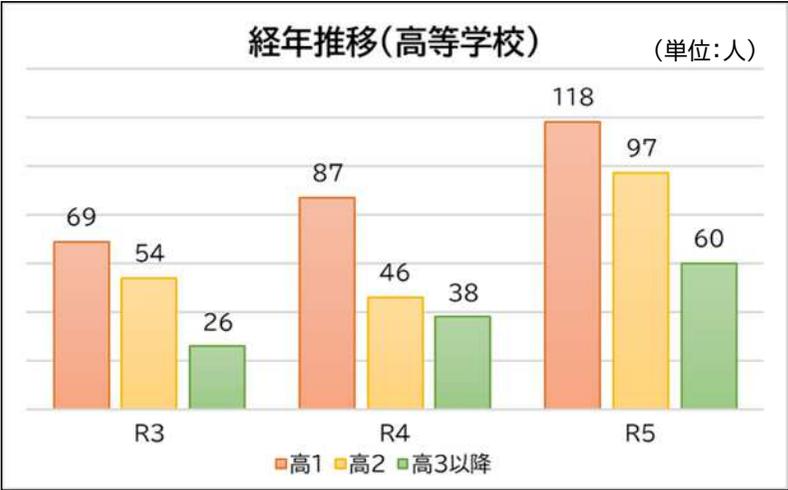
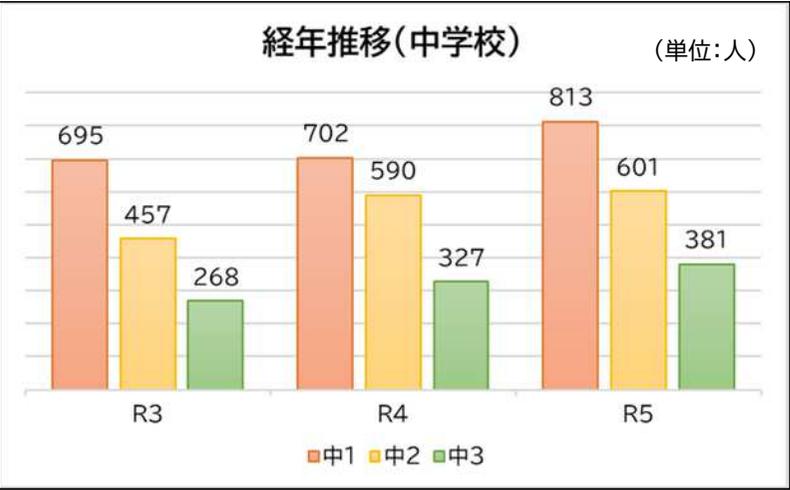
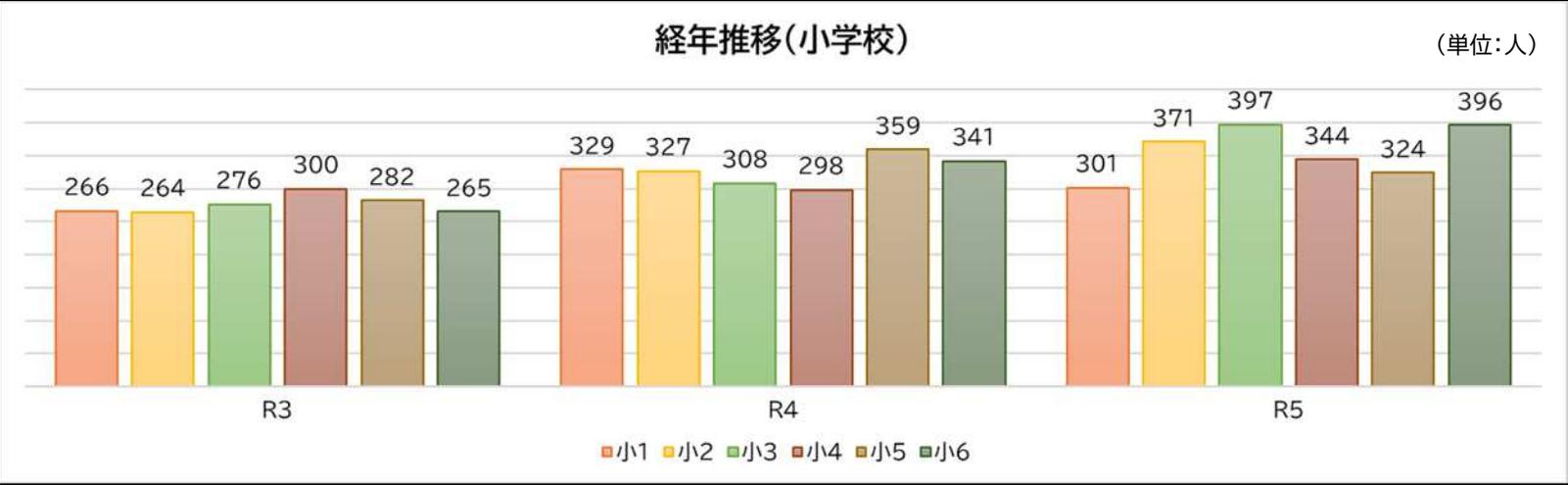
- 小学校では、他の校種に比べて、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「器物損壊」において、同じ児童が繰り返し暴力行為を行っている傾向が見られる。
- 高等学校では、「生徒間暴力」、「器物損壊」において、複数の生徒で暴力行為を行っている傾向が見られる。

I 暴力行為 (3) 加害児童生徒数のうち、暴力行為を2回以上行った児童生徒の割合



- 小学校では、加害生徒数の16.9%が2回以上の暴力行為を行っており、他の校種より割合が高い。
- 前年度と比較すると、小学校では、2回以上の暴力行為を行っている児童の割合は減っている。中・高等学校では、2回以上の暴力行為を行っている生徒の割合は増加している。

I 暴力行為 (4) 暴力行為の学年別加害児童生徒数



校種別合計

	R3	R4	R5
小学校	1,653	1,962	2,133
中学校	1,420	1,619	1,795
高等学校	149	171	275
合計	3,222	3,752	4,203

- 前年度と比較すると、中・高等学校では、どの学年も増加している。
- 中・高等学校では、1年生の加害生徒数が他学年と比較し多い。
- 中・高等学校においては、学年が上がると減る傾向にある。

I 暴力行為 調査結果・今後の対応

【調査結果】

- 発生件数は、小・中・高等学校で合計5,034件(前年比13.7%増)であり、校種別の発生件数においても、全ての校種で増加している。
- 態様別では、小・中・高等学校ともに、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊の発生件数が増加している。学年別では、中、高等学校において、学年が上がると減少する傾向にある。
- 小学校は、複数回の暴力行為を行った児童の割合が、他の校種に比べて高い。高等学校は、複数の生徒が関係する暴力行為の割合が、他の校種に比べて高くなっている。

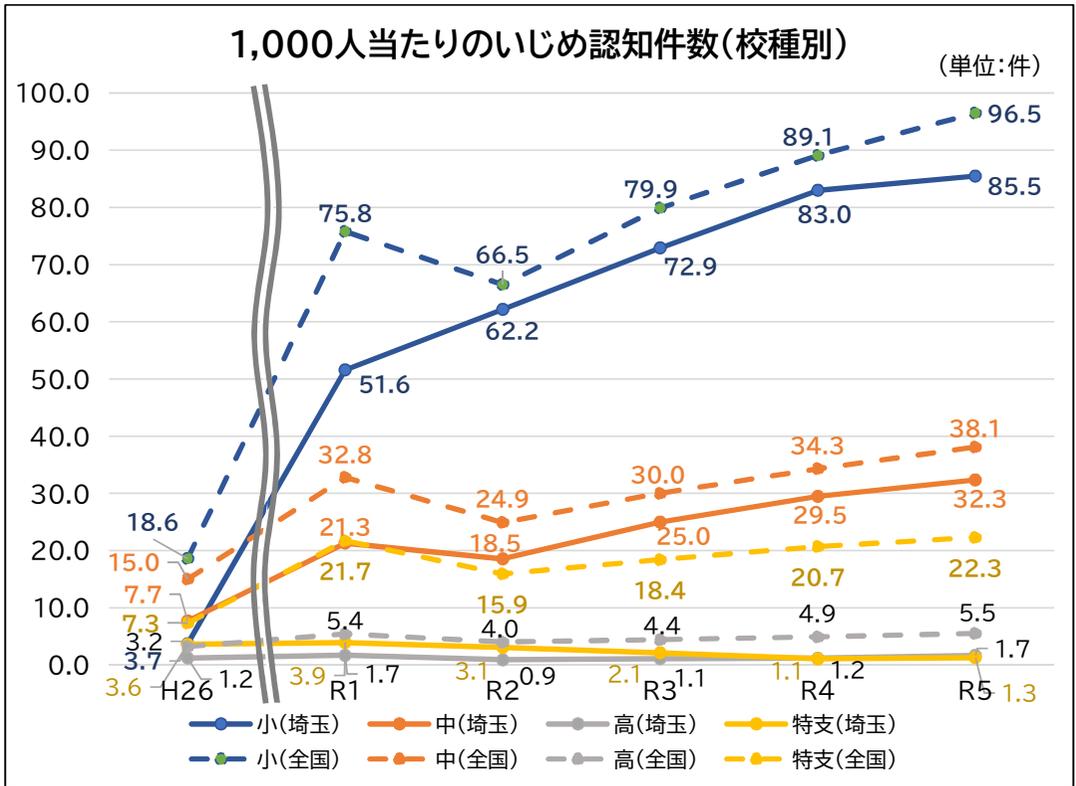
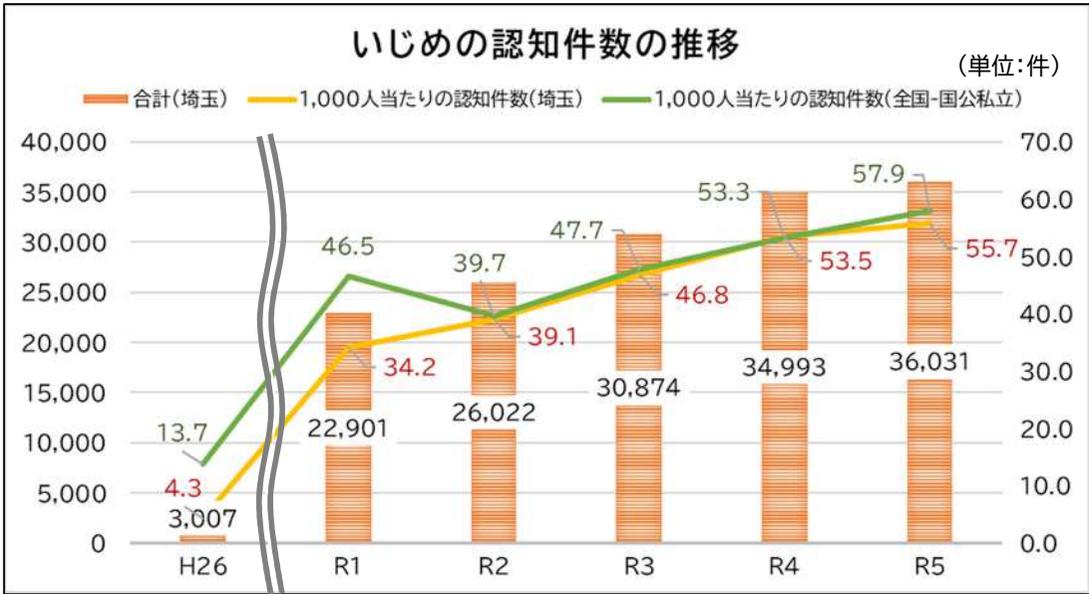
【結果考察】

- 学校生活の制限によって人間関係構築の機会が減少し、コミュニケーション能力が十分に身に付かなかった児童生徒が増加したこと、いじめの認知に伴って暴力行為が把握されたこと、児童生徒に対する丁寧な見取りができるようになったことが暴力行為の発生件数増加の要因となったと考えられる。

【今後の対応】

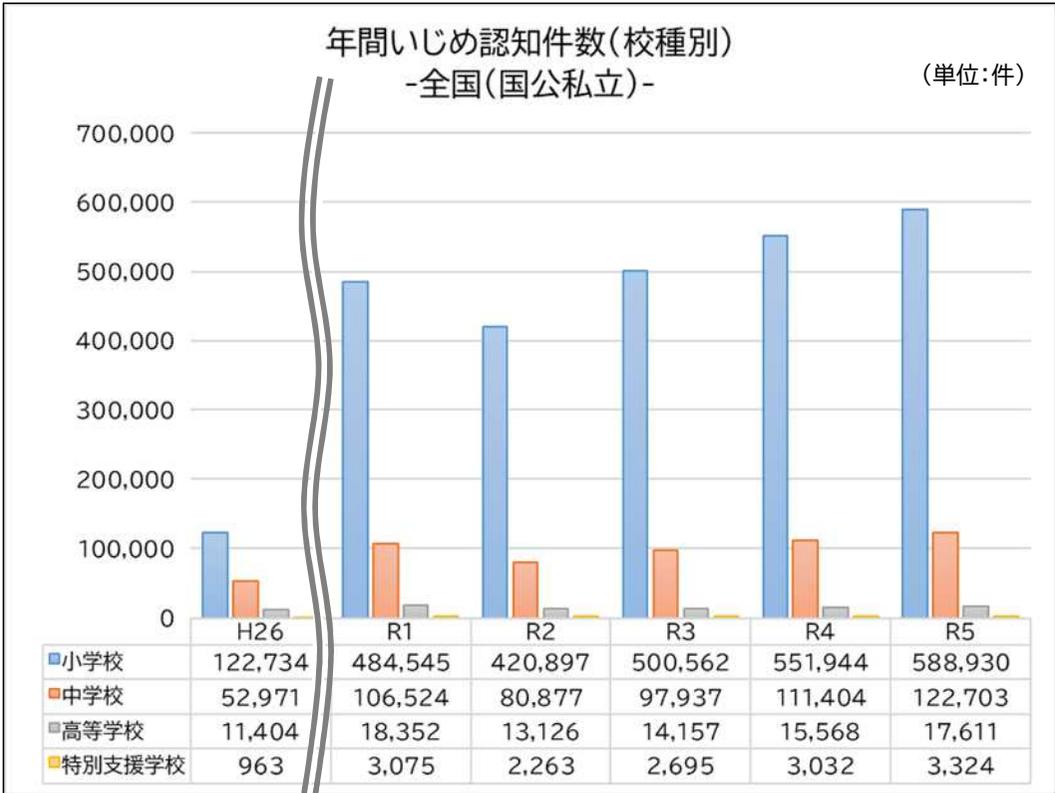
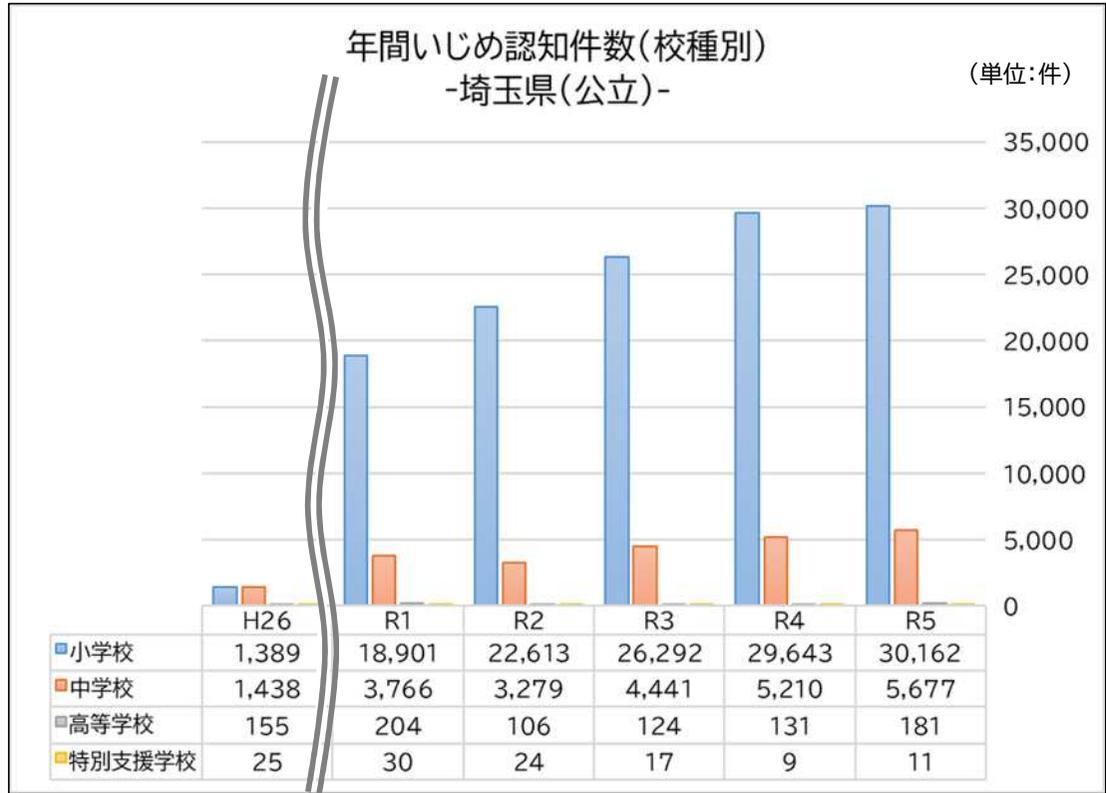
- 暴力行為には、学校や家庭におけるストレスや感情のコントロールの難しさなど様々な背景が予想されるため、児童生徒一人一人が置かれた状況を個別面談や家庭との連携によりの確に捉えて指導するとともに、必要に応じて外部機関との連携を図る。
- 安全で安心な学びの場を確保するため、教職員が児童生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働き掛けを丁寧に行い、児童生徒の自己有用感を高め、お互いを理解し、尊重し合える風土づくりに努める。

Ⅱ いじめ (1)-1 いじめの認知件数(全国との比較)



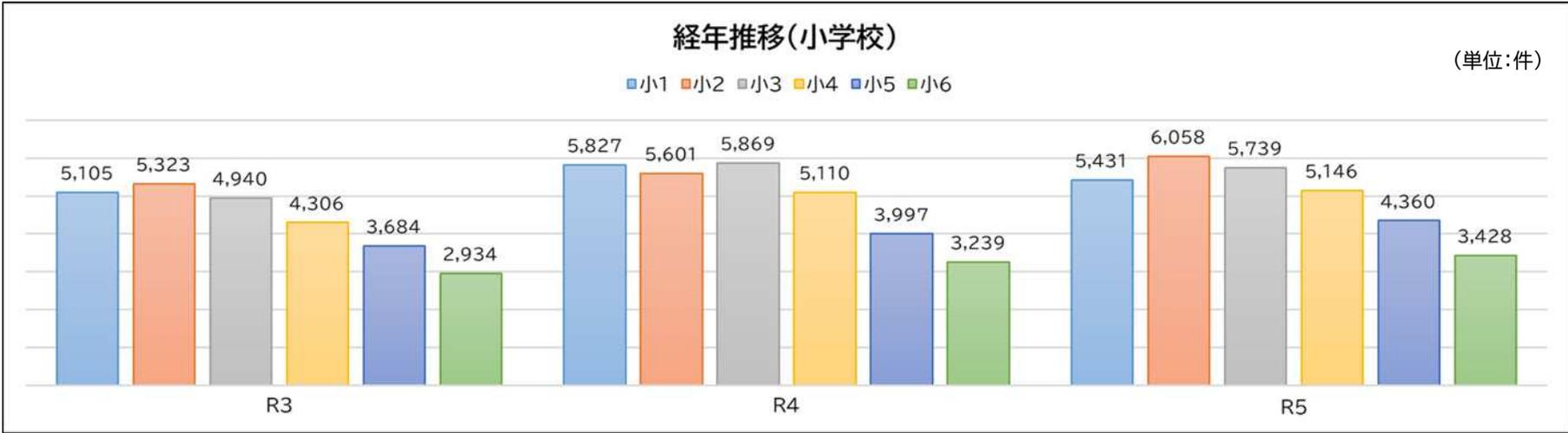
- 埼玉県公立学校全体の認知件数は前年度と比べると、3.0%増加した。令和2年度から毎年増加している。
- 全国の認知件数は、前年度と比べると、7.4%増加した。
- 1,000人当たりの認知件数について、前年度と比べると、小学校で2.5件増加、中学校で2.8件増加した。

Ⅱ いじめ (1)-2 いじめの認知件数(経年推移・校種別)

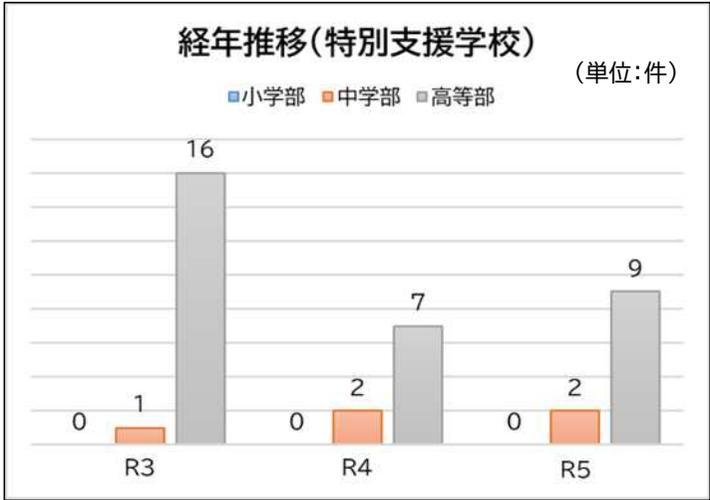
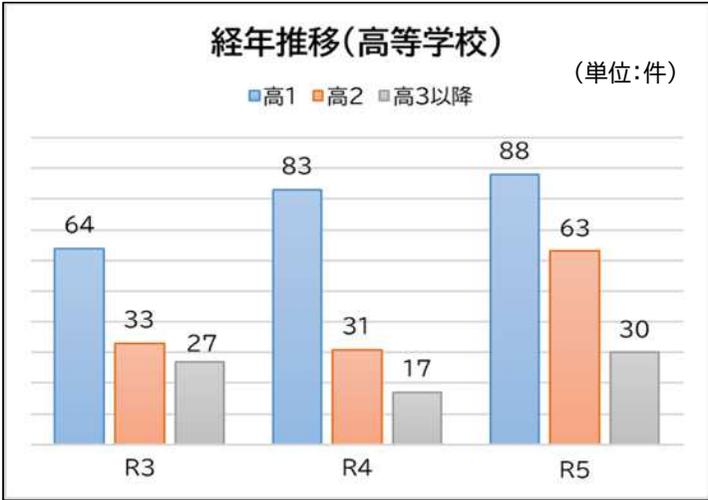
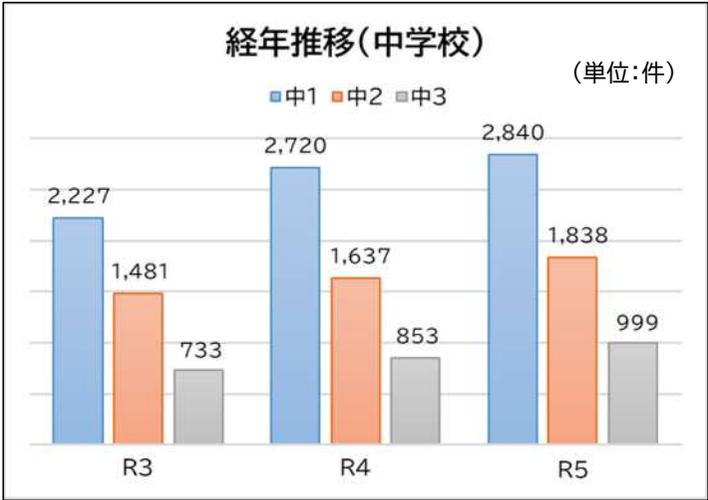


- 全ての校種において、認知件数は増加した。前年度から小学校1.8%、中学校9.0%、高等学校38.2%、特別支援学校22.2%の増加となった。
- 全国においても、すべての校種で増加し、前年度から小学校6.7%、中学校10.1%、高等学校では13.1%、特別支援学校9.6%の増加となった。

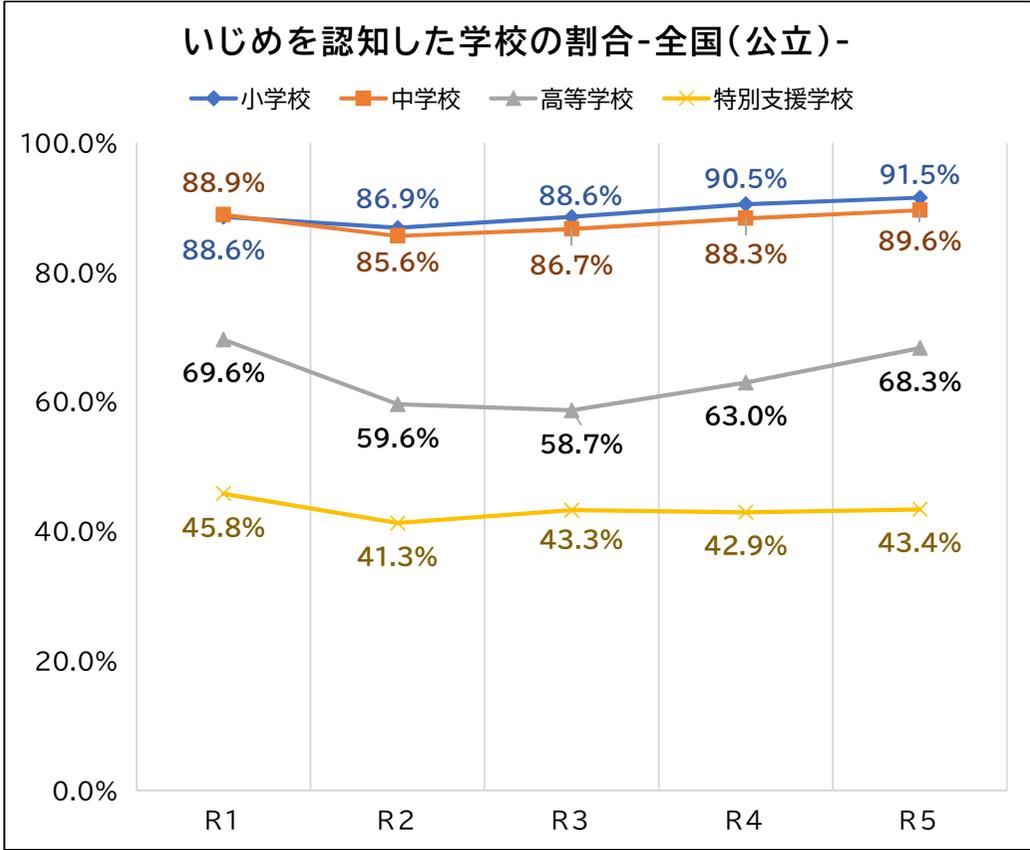
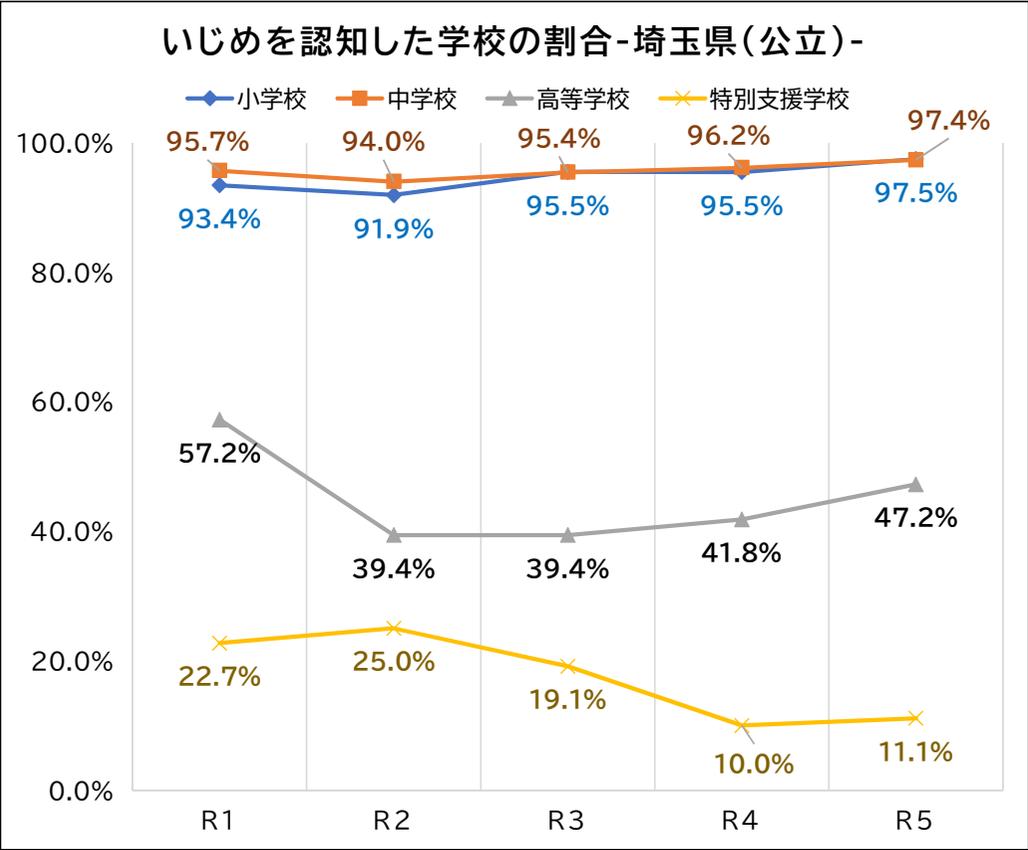
Ⅱ いじめ (1)-3 いじめの認知件数(学年別)



- 小学校高学年・中学校・高等学校では、学年が上がるにつれて、認知件数は減少する傾向にあり、過年度においても同様の傾向が見られる。
- 中・高等学校においては1年生の認知件数が他学年と比べて多い。

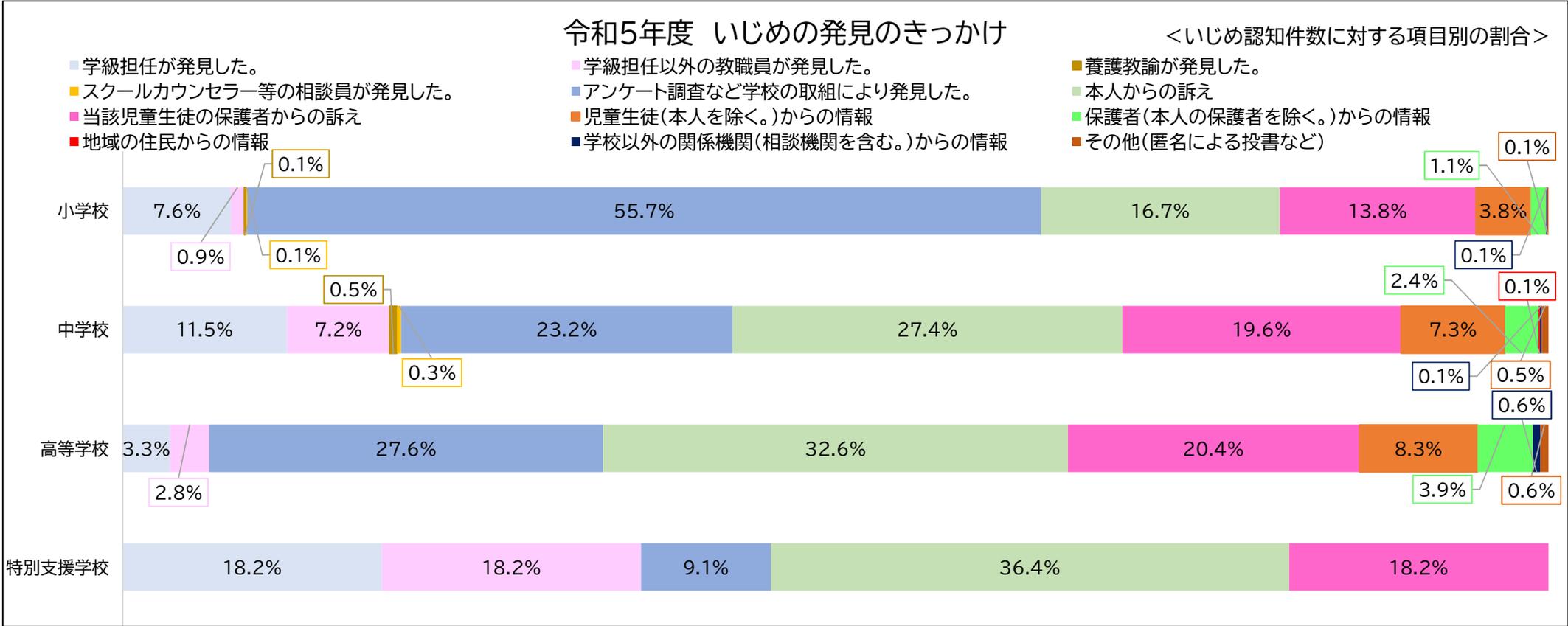


Ⅱ いじめ (2) いじめを認知した学校の割合(経年推移・全国との比較)



- いじめを認知した学校の割合は、前年度と比べると、全ての校種において増加している。
- 全国と比較すると、小・中学校では例年と同様にいじめを認知した学校の割合が高い。

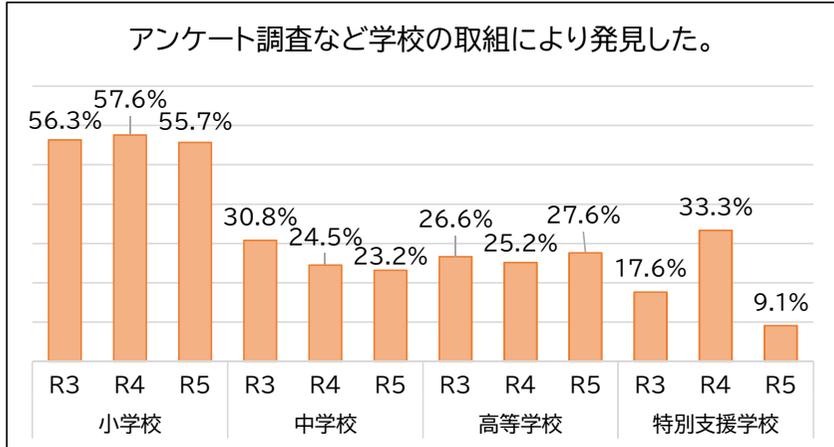
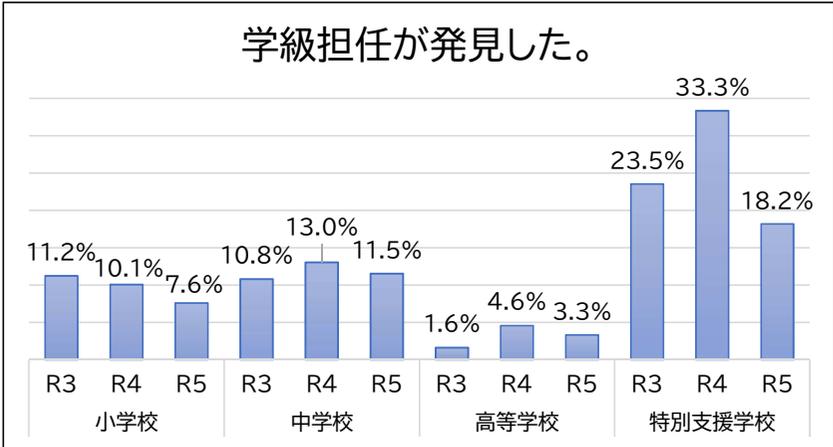
Ⅱ いじめ (3)-1 いじめの発見のきっかけ(校種別)



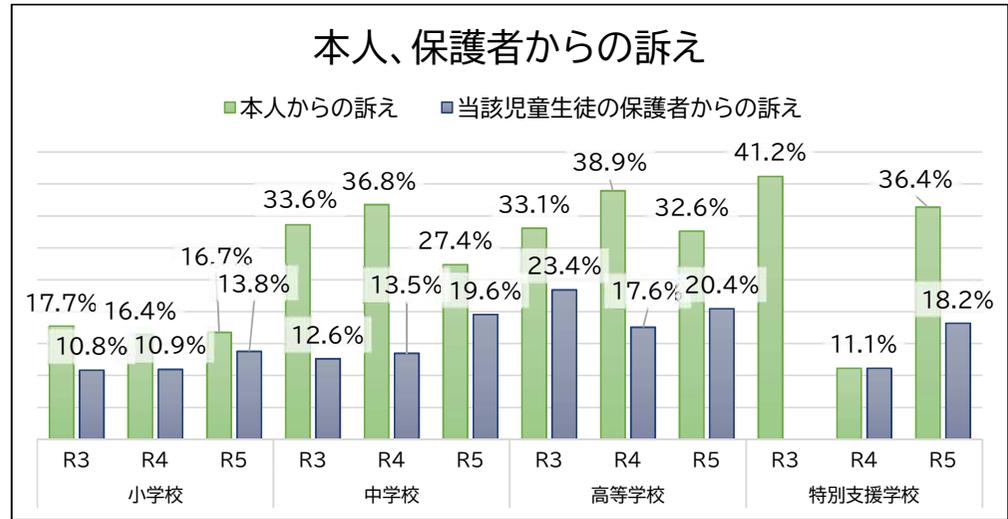
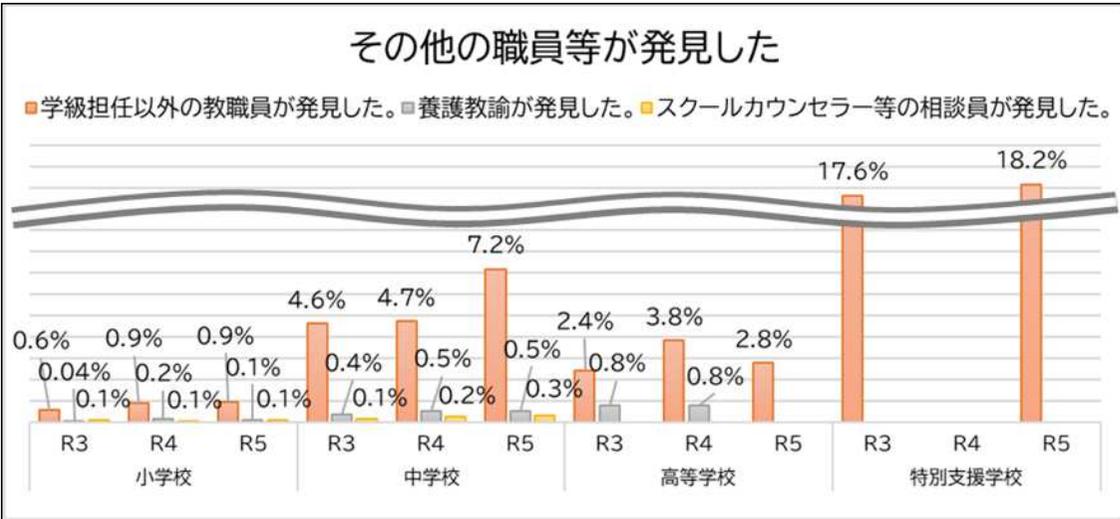
- 全ての学校種において、アンケート調査、本人からの訴え、保護者からの訴えが大部分を占める。
- 小学校では、アンケート調査による発見が50%を超えている。中学・高等学校では、本人や保護者からの訴えが約半数を占める。
- 特別支援学校では、学級担任の発見の割合が他の校種と比べると高い。

Ⅱ いじめ (3)-2 いじめの発見のきっかけ(経年推移)

<いじめ認知件数に対する項目別の割合>



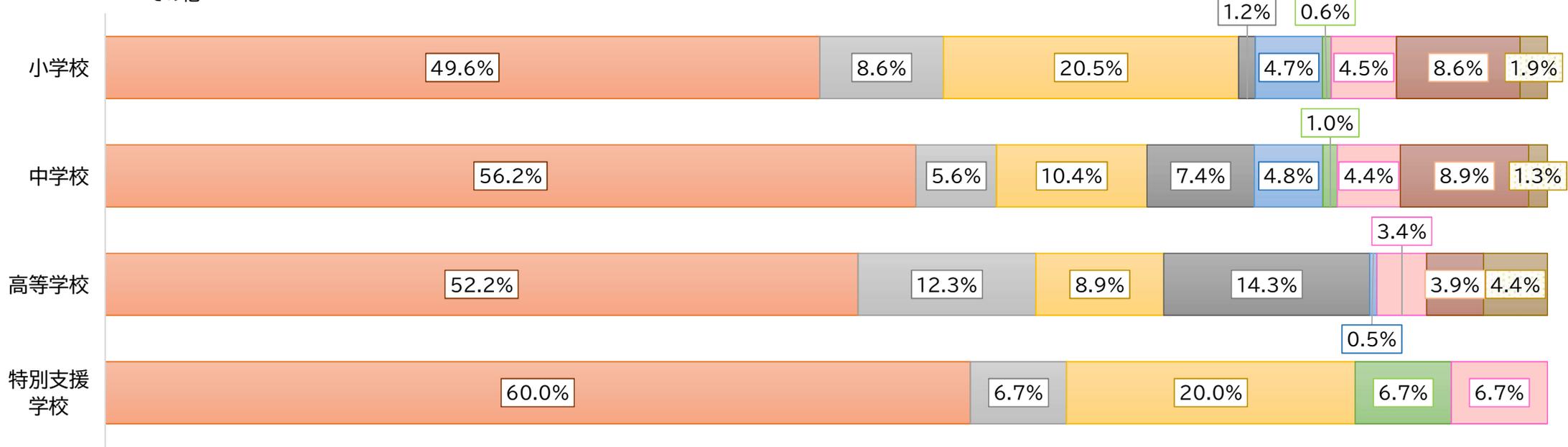
- 小・中・高等学校では、アンケート調査は例年と同様の推移である。
- 特別支援学校では、「学級担任が発見した」の割合が、他の学校種と比較して毎年高い。



Ⅱ いじめ (4)-1 いじめの態様(校種別)

令和5年度 いじめの態様の割合-埼玉県(公立)- <いじめ認知件数に対する項目別の割合>

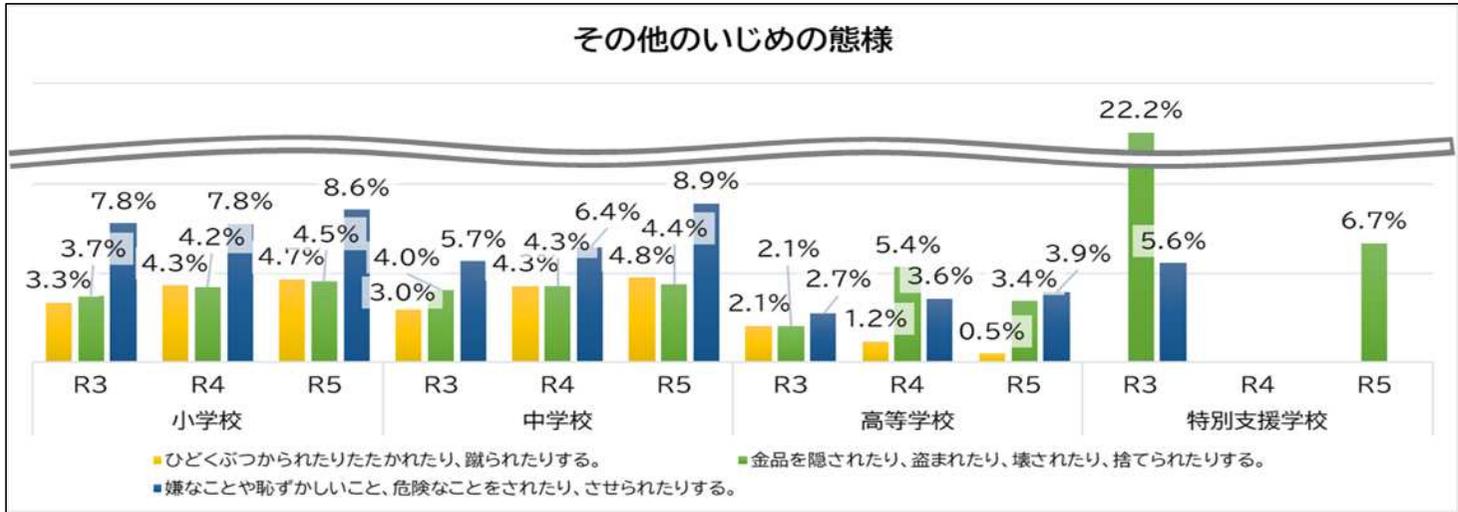
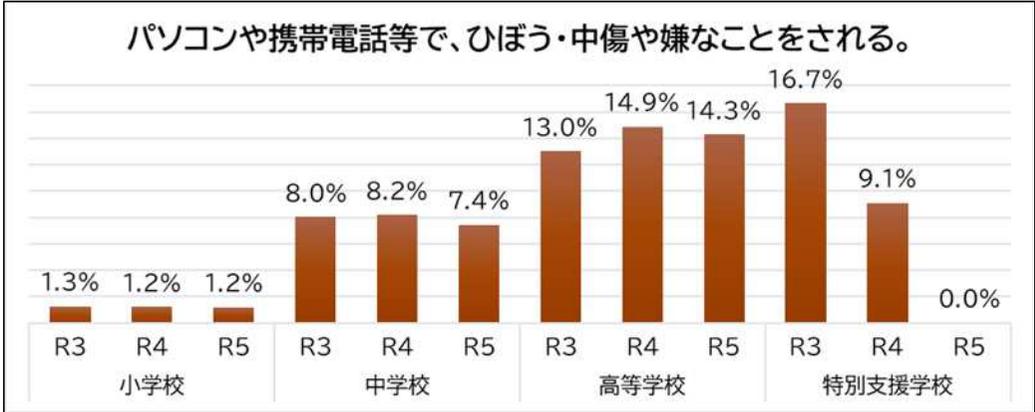
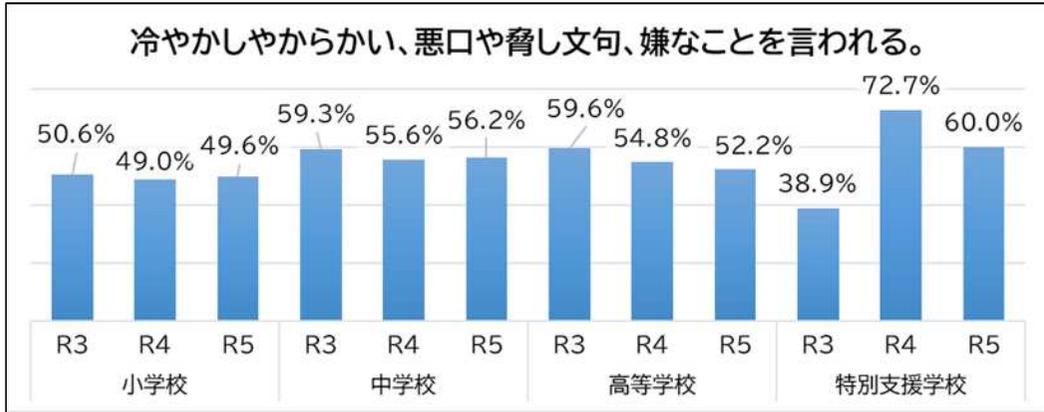
- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- その他
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- 金品をたかられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。



- 全ての学校種において、「冷やかしゃからかい(略)」の割合が高い。
- 小学校では、「軽くぶつかられたり(略)」や「ひどくぶつかられたり(略)」の割合が高く、中・高等学校では、「パソコンや(略)」の割合が高い。

Ⅱ いじめ (4)-2 いじめの態様(経年推移)

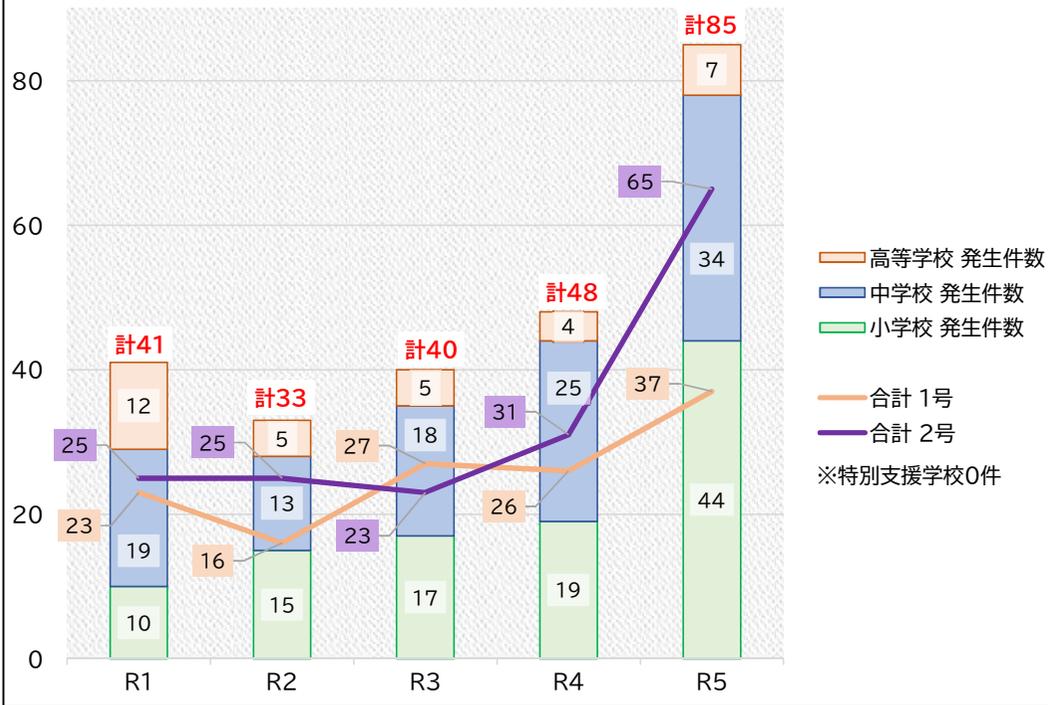
<いじめ認知件数に対する項目別の割合>



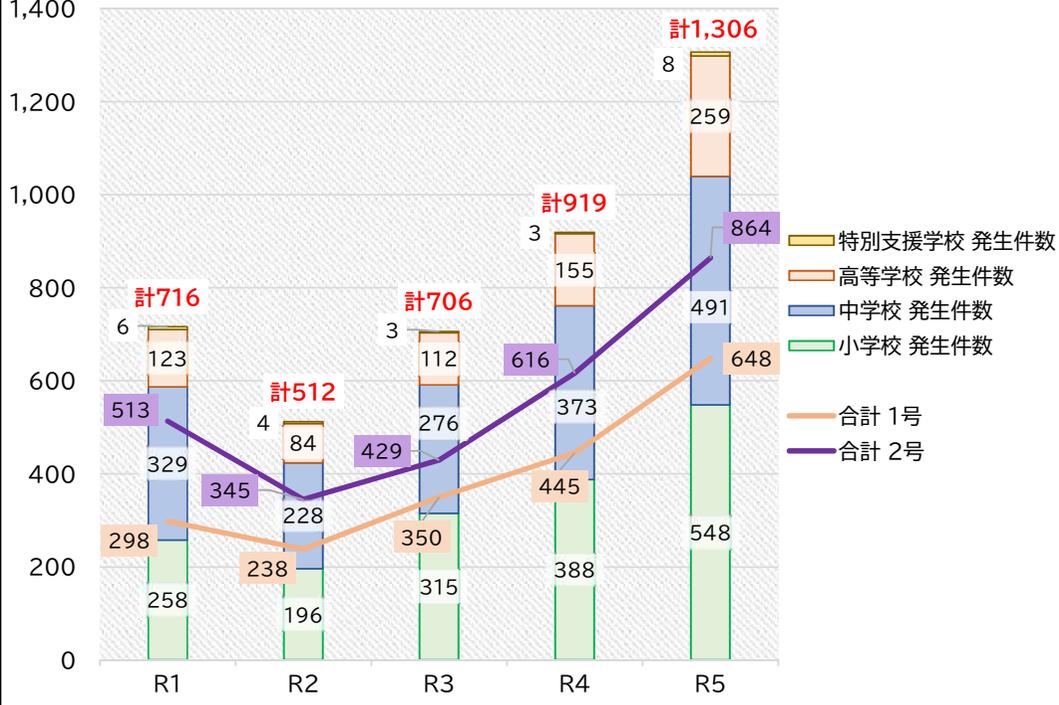
- 小・中・高等学校では、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の割合は、令和3年度から横ばいである。
- 中学校では、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が前年度と比べて増加している。

Ⅱ いじめ (5)-1 いじめ重大事態発生件数(全国との比較・校種別)

いじめ重大事態発生件数-埼玉県(公立)- (単位:件)



いじめ重大事態発生件数-全国(国公立)- (単位:件)

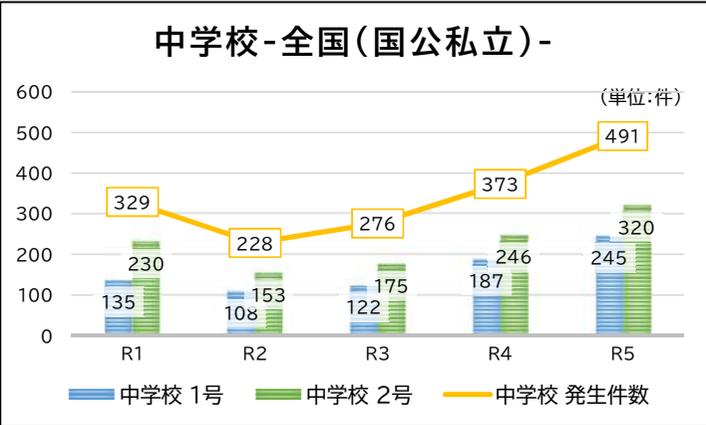
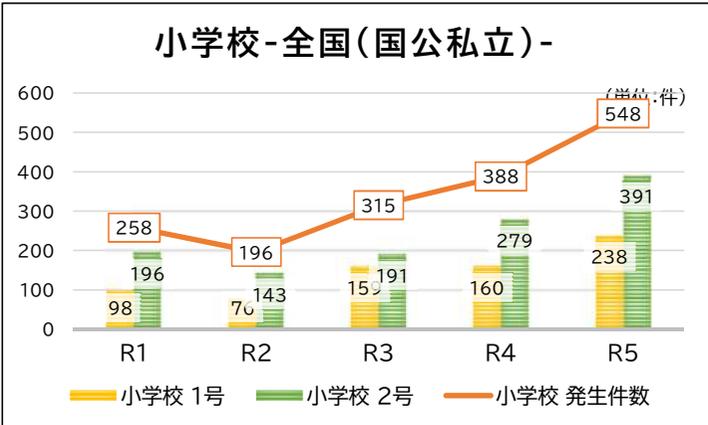
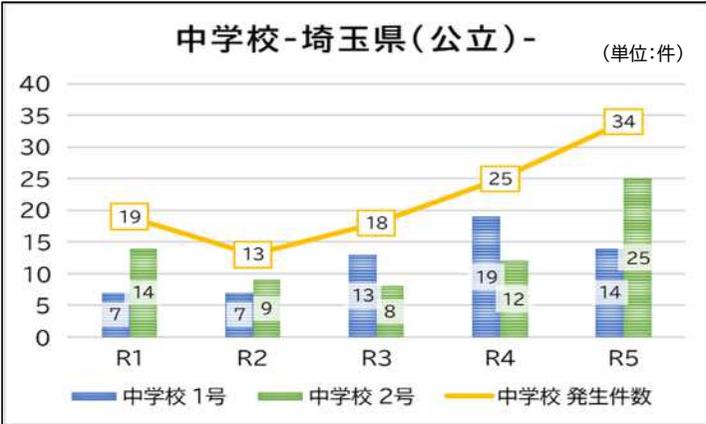


いじめ防止対策推進法第28条第1項

1号:いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 2号:いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 小・中・高等学校では、重大事態が増加傾向にあり、全国も同様の傾向である。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項における1号、2号について、両方に該当する事案もあり、重複して計上した。また、令和3年度を除き、1号事案に比べ2号事案が多い。

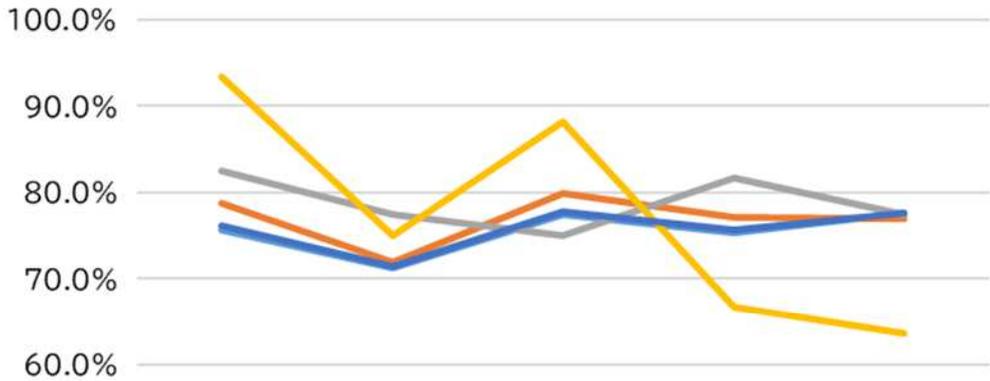
Ⅱ いじめ (5)-2 いじめ重大事態発生件数(経年推移)



- 小学校では、1号・2号事案ともに増加している。中学校では、前年度は1号事案が多かったが、令和5年度は2号事案が増加した。高等学校では、1号事案が増加した。
- 全国では、小・中・高等学校において増加をしている。特に小・中学校では2号事案の増加がみられる。

Ⅱ いじめ (6) いじめの解消状況(経年推移)

いじめの解消状況(3月末時点)



	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	75.6%	71.2%	77.4%	75.3%	77.6%
中学校	78.8%	71.9%	79.9%	77.1%	77.0%
高等学校	82.4%	77.4%	75.0%	81.7%	77.3%
特別支援学校	93.3%	75.0%	88.2%	66.7%	63.6%
合計	76.2%	71.4%	77.8%	75.6%	77.5%

解消に向けて取組中

いじめ認知から3か月以上経過している件数

	R3	R4	R5
小学校	1,589	2,056	1,992
中学校	322	323	438
高等学校	11	7	19
特別支援学校	1	2	1
合計	1,923	2,388	2,450

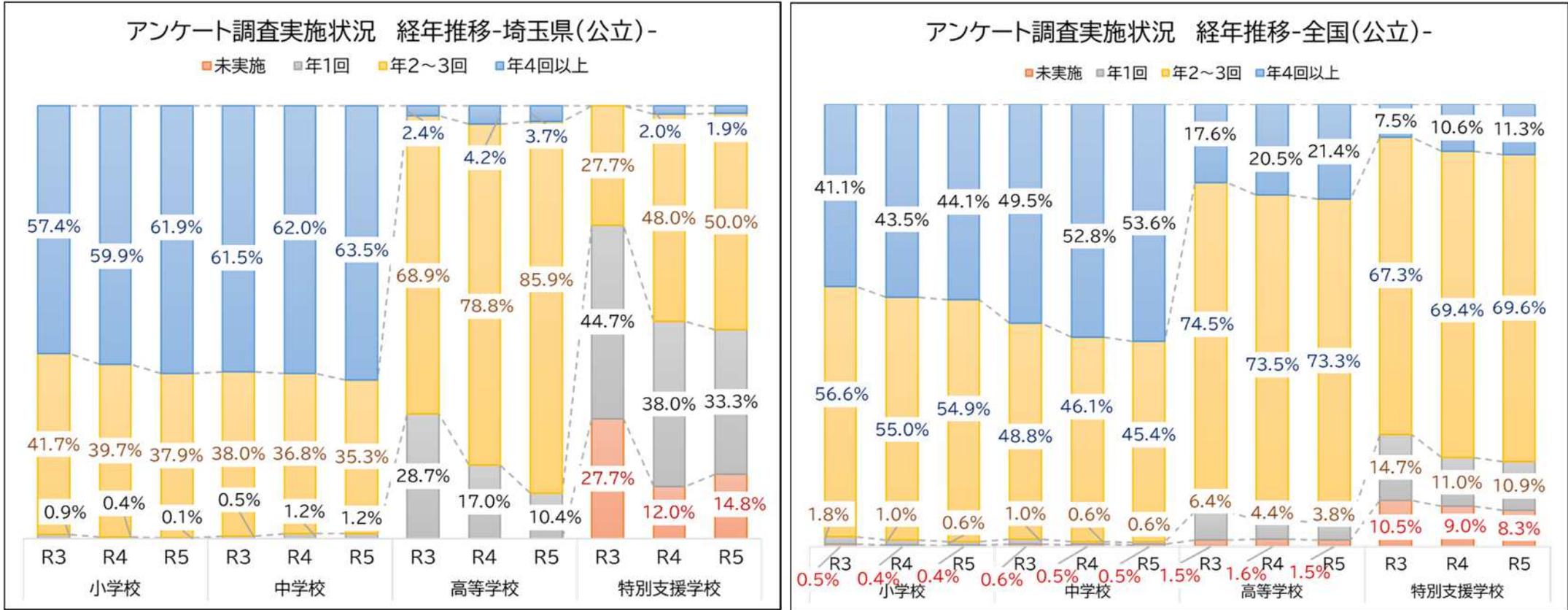
いじめ認知から3か月以上経過している割合

	R3	R4	R5
小学校	6.0%	6.9%	6.6%
中学校	7.3%	6.2%	7.7%
高等学校	8.9%	5.3%	10.5%
特別支援学校	5.9%	22.2%	9.1%
合計	6.2%	6.8%	6.8%

※認知件数比

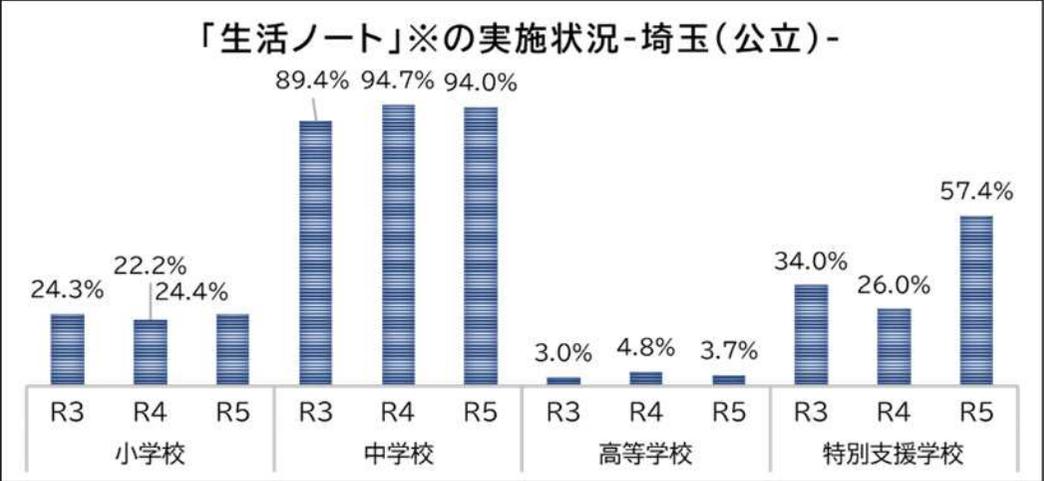
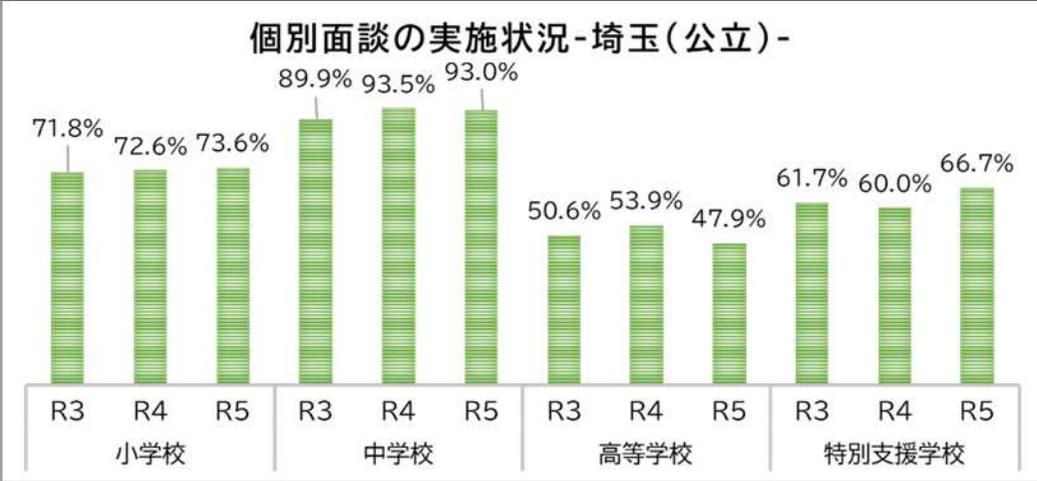
- 小・中・高等学校では、過年度の比較において大きな変化は見られない。
- 解消に向けて取組中の事案のうち、いじめ解消の定義とされる「いじめ認知から3か月」を経過していない事案の割合は、全ての校種を合計して15.6%である。
- いじめ認知から3か月以上経過しているが解消に至っていない割合が、中・高等学校では増加している。

Ⅱ いじめ (7) アンケート実施状況(経年推移)



- 小・中学校では年4回以上実施している学校の割合が高く、過年度比較においても増加傾向にある。
- 高・特別支援学校では複数回実施している学校の割合が増加している。一方、全国と比較すると、複数回実施している学校の割合は低い。

Ⅱ いじめ (8) いじめの日常的な実態把握のための具体的取組の実施状況(アンケート以外)



※「生活ノート」…「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等

- 中学校ではどの項目も他の校種と比較して割合が高い。
- 項目別にみると、「個別面談」の実施の割合は、他の項目に比べて高い。
- 過年度の比較をすると、小・中・高等学校において、「個別面談」「生活ノート」「家庭訪問」の実施割合は、直近三年間でおおむね横ばいである。
- 特別支援学校では、「生活ノート」の実施状況が、前年度と比べて増加した。
- 家庭訪問はどの校種においても減少傾向にある。

Ⅱ いじめ 調査結果・今後の対応

【調査結果】

- 認知件数は県公立学校全体として増加した。全ての校種において、1,000人当たりの認知件数が増加している。
- 重大事態発生件数については、全国の傾向と同様に過年度と比較して増加している。
- 年度末時点でのいじめの解消状況については、77.5%であった。

【結果考察】

- いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)の理解が進み、いじめと疑われる事案に対し、学校として法に則った積極的な認知が行われたこと、学校行事など様々な活動が再開されたことにより児童生徒同士の関わりが増えたことが認知件数増加の要因であると考えられる。
- 重大事態件数の増加の背景として、法の理解が進んだことや保護者の意向を尊重した対応がなされたことが考えられる。一方で、学校の内いじめの認知や組織的な対応に課題があったことなども考えられる。
- 早期発見・早期対応や組織的な対応により、一定数解消できていると考えられる。また、解消に至っていない事案は、被害児童生徒に寄り添った対応を丁寧に行うなどの結果、相当の期間を有している傾向が考えられる。

【今後の対応】

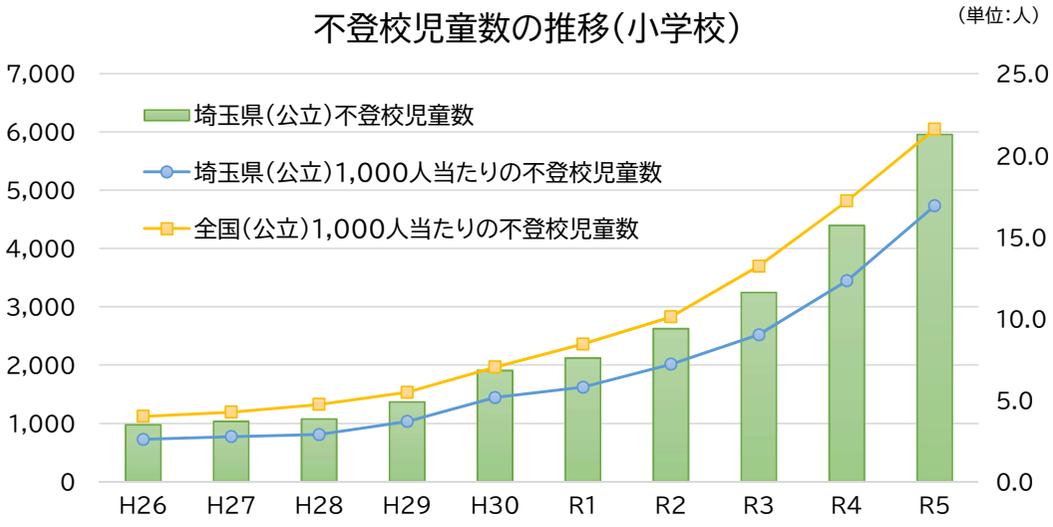
- 日々の声掛け等の発達支持的生徒指導(*1)による児童生徒の自己有用感を高める取組や、ソーシャル・スキル・トレーニングやアンケート等の課題予防的生徒指導(*2)による児童生徒のより良い人間関係の構築や悩み等の早期発見を行う取組を推進し、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- 重大事態に至らないよう、初期段階から法やいじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づいた組織的な対応を周知徹底する。

*1 教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかける。具体的には、挨拶や声掛け、励まし等、日常の生徒指導を基盤として行い、自己有用感を高める。

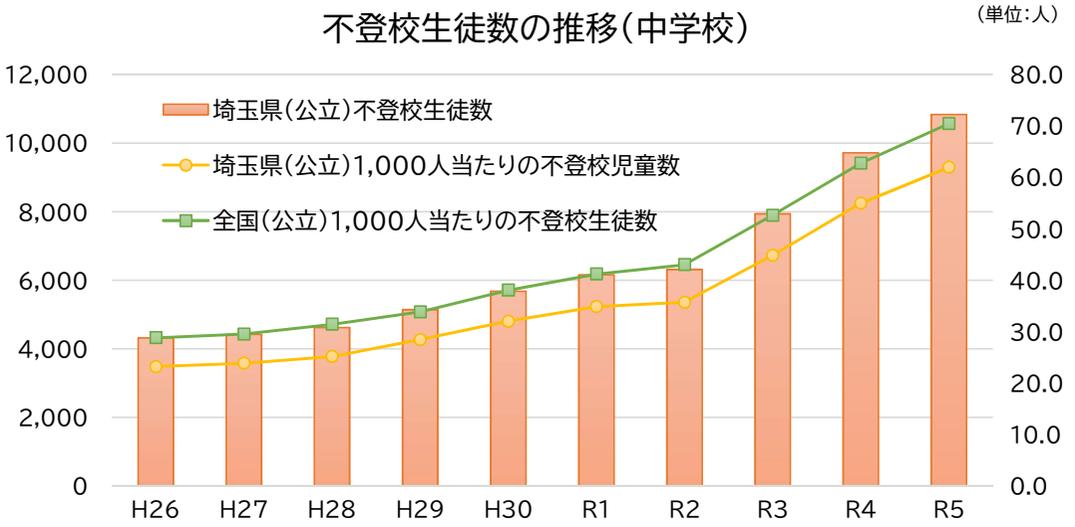
*2 課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成される。課題未然防止教育では、〇〇教育、〇〇教室等、意図的な教育プログラムを通して、課題となる行動を未然に防止する。課題早期発見対応では、一部の児童生徒を対象に、教育相談、家庭訪問、アンケート等、初期の段階で諸課題を発見し、対応する。

Ⅲ 不登校 (1)-1 小・中学校における不登校児童生徒数(経年推移)

不登校児童数の推移(小学校)



不登校生徒数の推移(中学校)



不登校児童生徒数

埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	912	974	1,032	1,073	1,368	1,906	2,121	2,624	3,244	4,395	5,958
中学校	4,414	4,318	4,420	4,617	5,138	5,678	6,154	6,310	7,934	9,715	10,833
合計	5,326	5,292	5,452	5,690	6,506	7,584	8,275	8,934	11,178	14,110	16,791

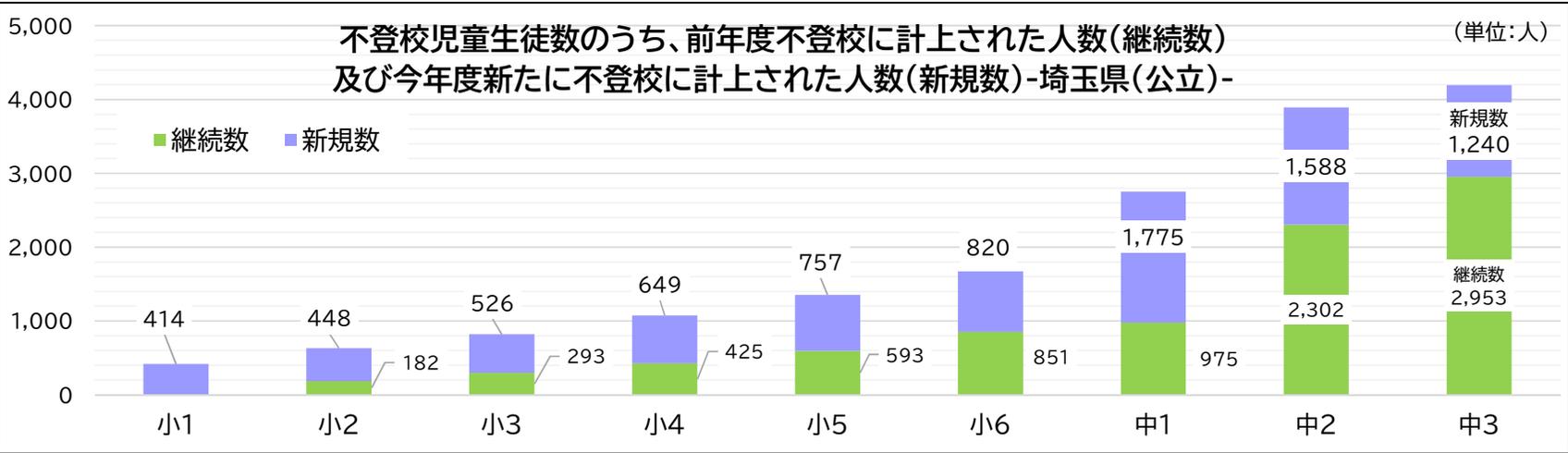
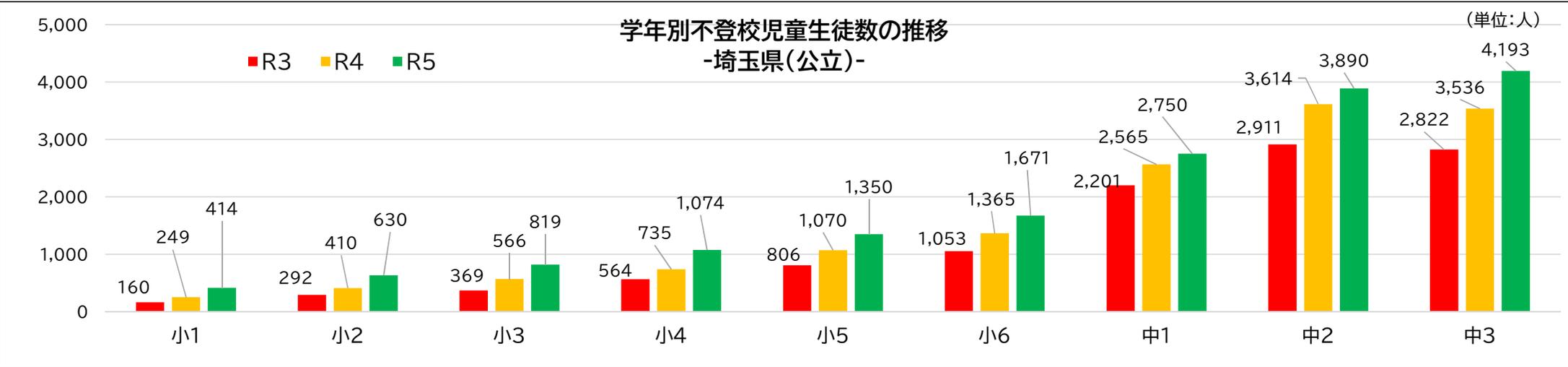
1,000人当たりの不登校児童生徒数

埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	2.4	2.6	2.8	2.9	3.7	5.2	5.8	7.2	9.0	12.3	16.9
中学校	23.7	23.2	23.9	25.2	28.4	32.0	34.9	35.7	44.6	54.9	61.7
合計	9.4	9.4	9.8	10.2	11.8	13.9	15.2	16.5	20.8	26.4	31.8

全国(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	3.7	4.0	4.3	4.7	5.5	7.0	8.4	10.1	13.2	17.2	21.6
中学校	28.1	28.8	29.5	31.4	33.8	38.1	41.2	43.0	52.6	62.7	70.4
合計	11.8	12.2	12.7	13.6	14.7	17.0	19.0	20.7	26.0	32.1	37.7

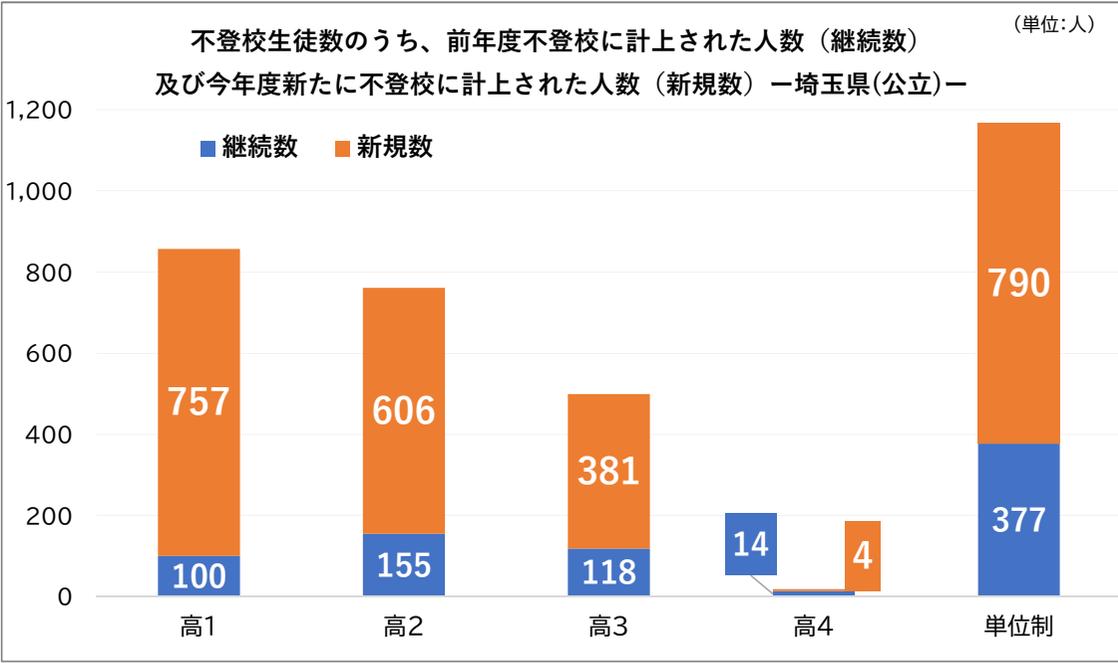
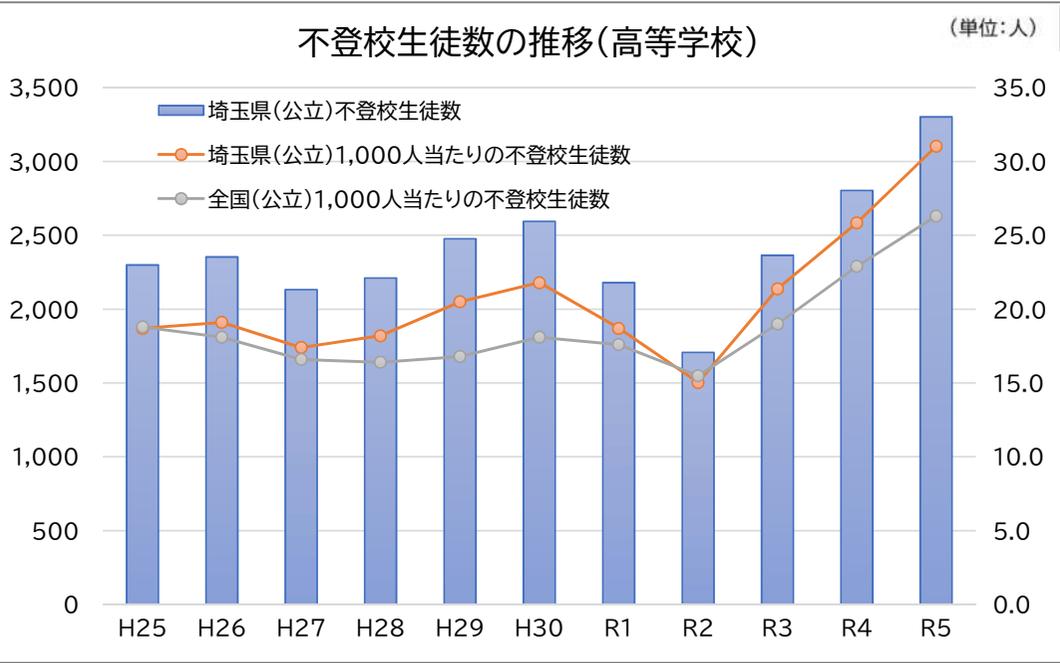
- 不登校児童生徒数は、全国と同様に増加傾向である。
- 小・中学校での不登校児童生徒数は16,791人(前年度14,110人)であり、前年度に比べて19.0%増加した。
- 1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.8人である。(前年度は26.4人)

Ⅲ 不登校 (1)-2 小・中学校における不登校児童生徒数(学年別)



- 小・中学校における不登校児童生徒数は学年を追うごとに増加している。
- 中学校1学年の新規数が、小・中学校含めた他の学年の新規数と比較して多い。
- 中学校2・3学年では、継続数が多い。

Ⅲ 不登校 (1)-3 高等学校における不登校生徒数(経年推移・学年別)



不登校生徒数

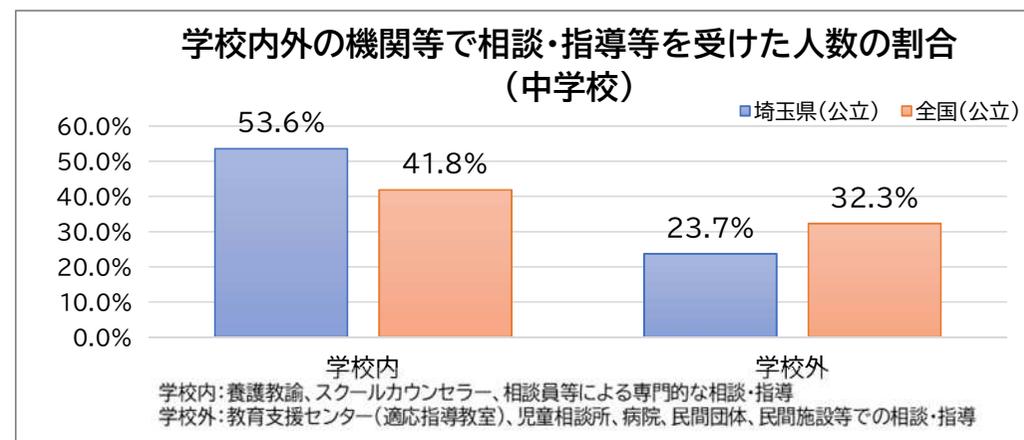
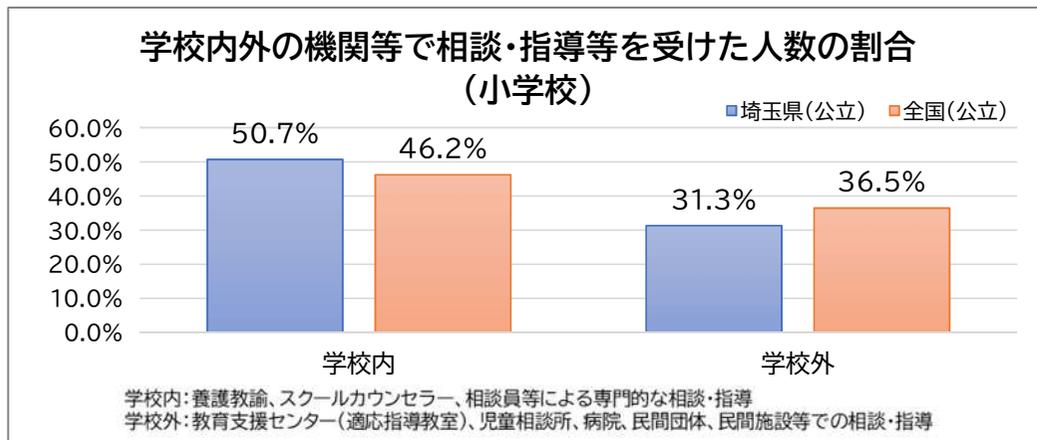
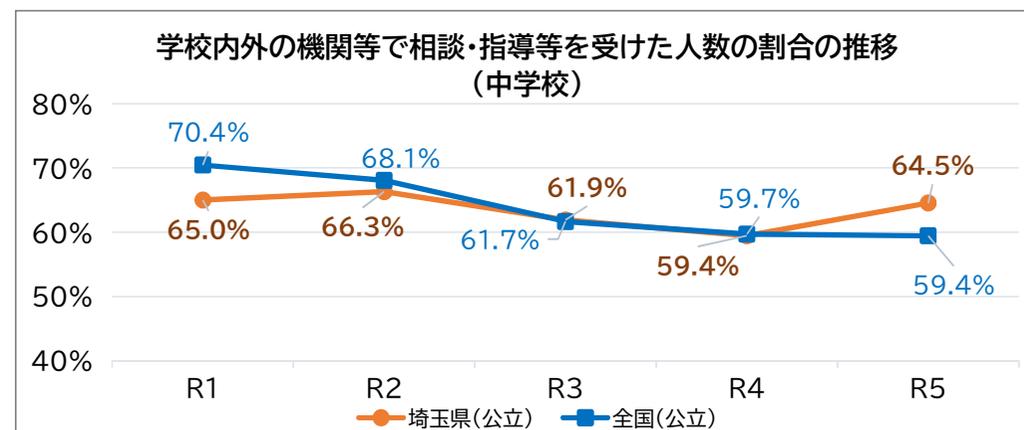
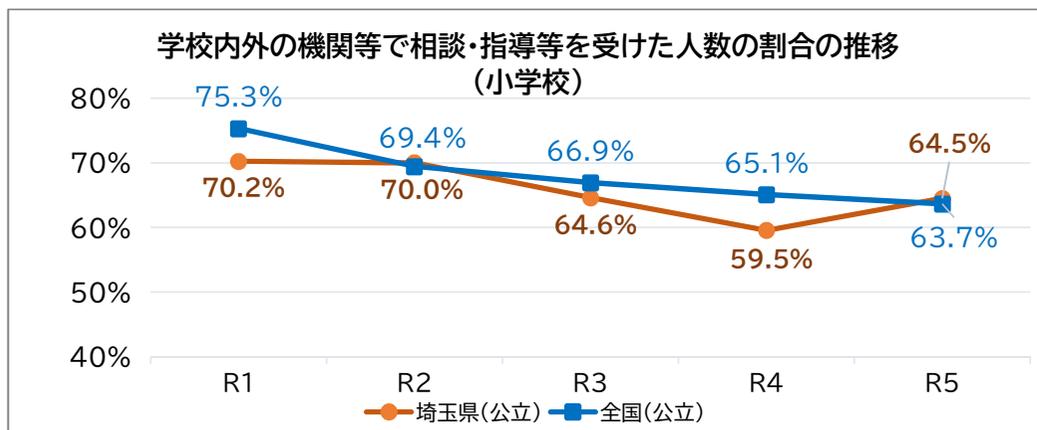
埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
高等学校	2,299	2,353	2,132	2,210	2,476	2,594	2,179	1,707	2,364	2,804	3,302

1,000人当たりの不登校生徒数

埼玉県(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
高等学校	18.7	19.1	17.4	18.2	20.5	21.8	18.7	15.0	21.4	25.8	31.0
全国(公立)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
高等学校	18.8	18.1	16.6	16.4	16.8	18.1	17.6	15.5	19.0	22.9	26.3

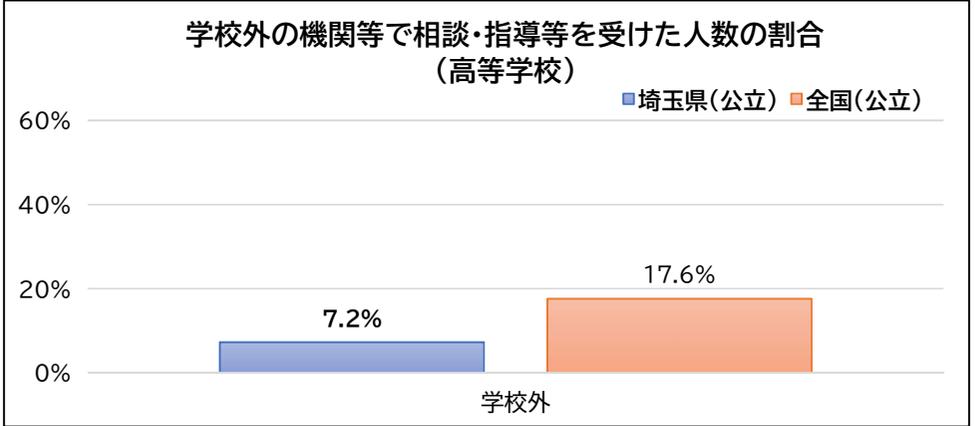
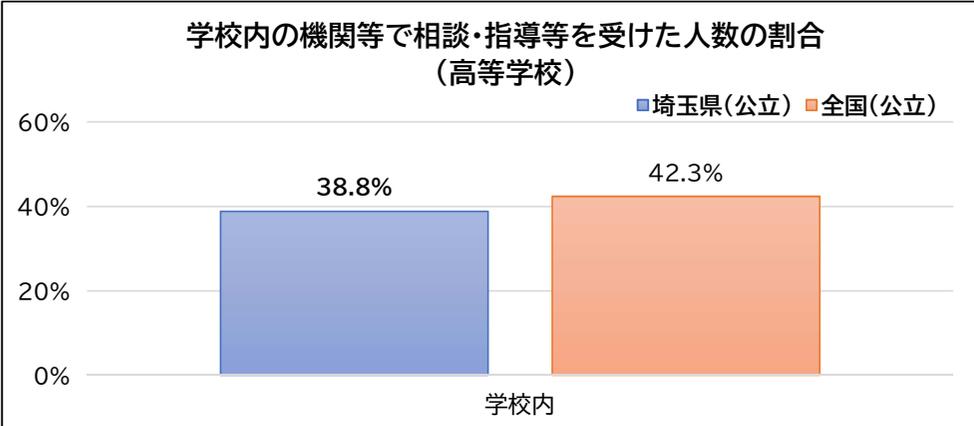
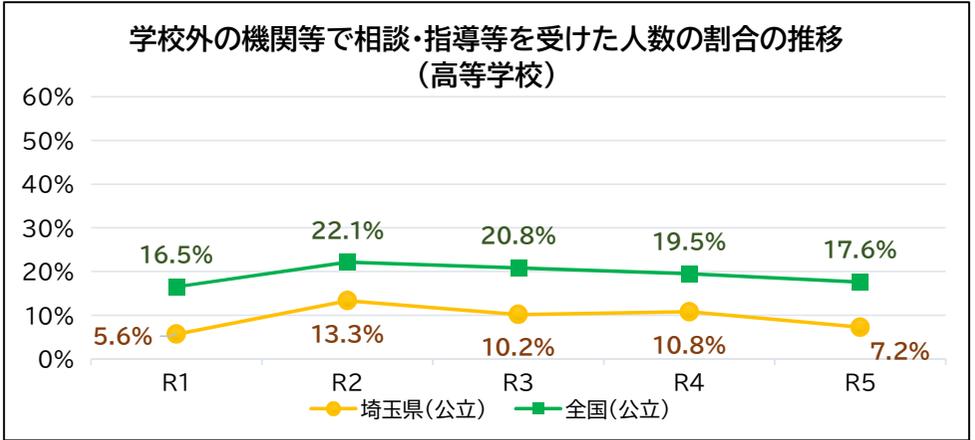
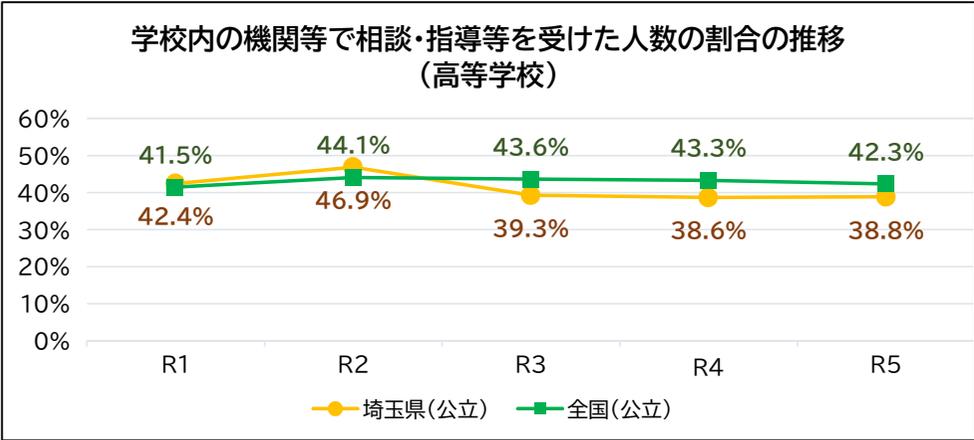
- 高等学校における不登校生徒数は、3,302人(前年度2,804人)であり、前年度と比べて17.8%増加している。
- 1,000人当たりの不登校生徒数でも、31.0人(前年度25.8)と増加している。
- 学年を追うごとに不登校生徒数は減少している。1学年の新規数が、他学年に比べて多い。

Ⅲ 不登校 (2)-1 小・中学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数



- 小・中学校では、不登校児童生徒のうち「学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数」の割合は、上がっている。
- 小・中学校では、学校内で相談・指導等を受けた人数の割合が高い。
- 全国と比較すると、小・中学校では学校内の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合が高く、一方、学校外は低い。

Ⅲ 不登校 (2)-2 高等学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数

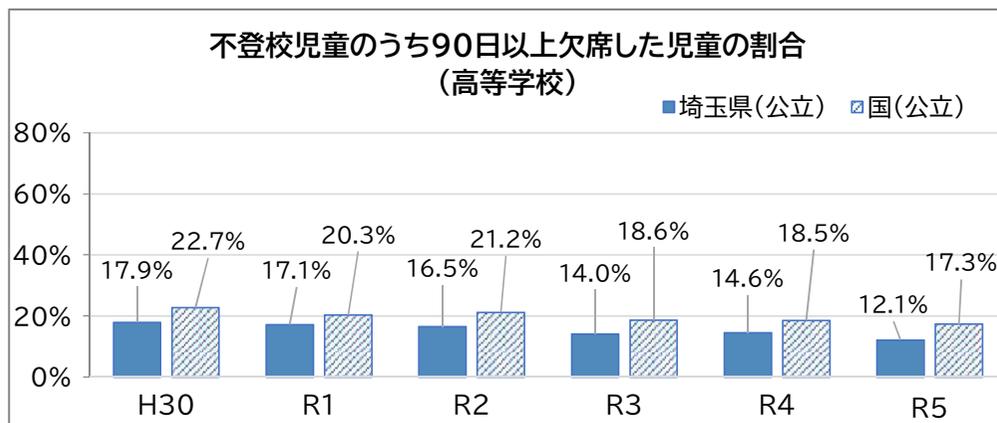
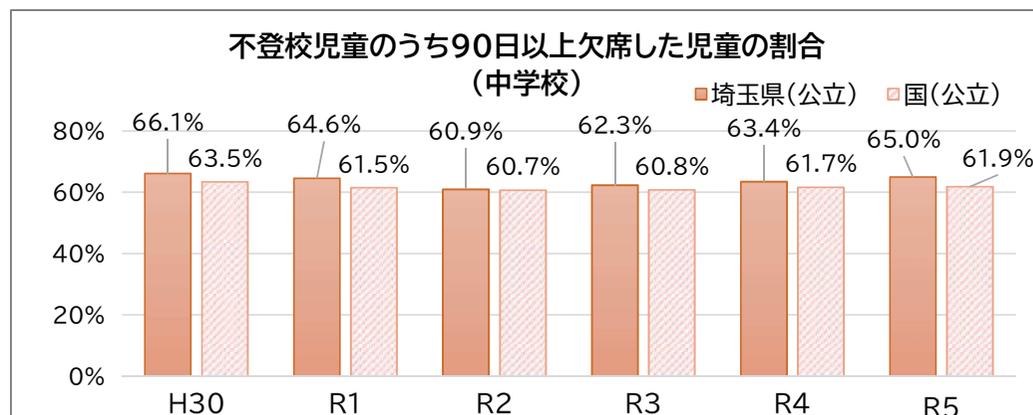
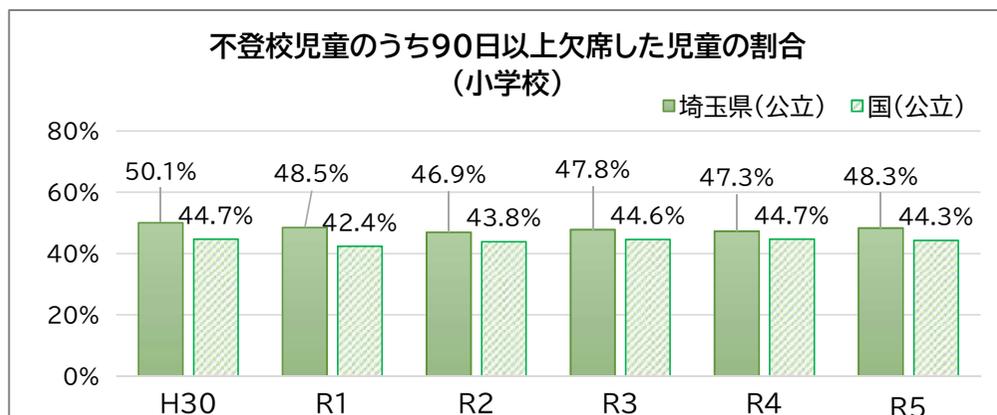


学校内:養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談・指導

学校外:教育支援センター(適応指導教室)、児童相談所、病院、民間団体、民間施設等での相談・指導

- 高等学校では、不登校生徒のうち、学校内、学校外それぞれで相談・指導等を受けた人数の割合は、前年度と比較し横ばいである。

Ⅲ 不登校 (3) 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数



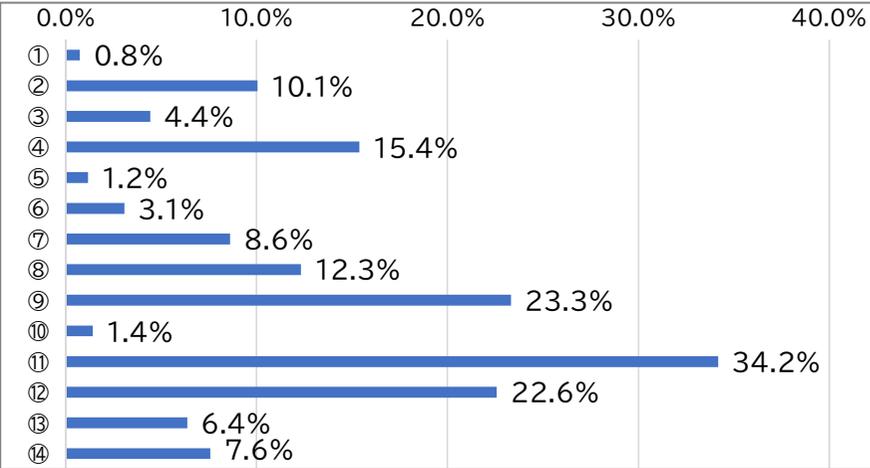
不登校児童生徒のうち90日以上欠席した児童生徒数(人)

埼玉県(公立)	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	954	1,028	1,231	1,550	2,078	2,879
中学校	3,755	3,974	3,845	4,944	6,164	7,038
高等学校	465	373	281	332	408	399
合計	5,174	5,375	5,357	6,826	8,650	10,316

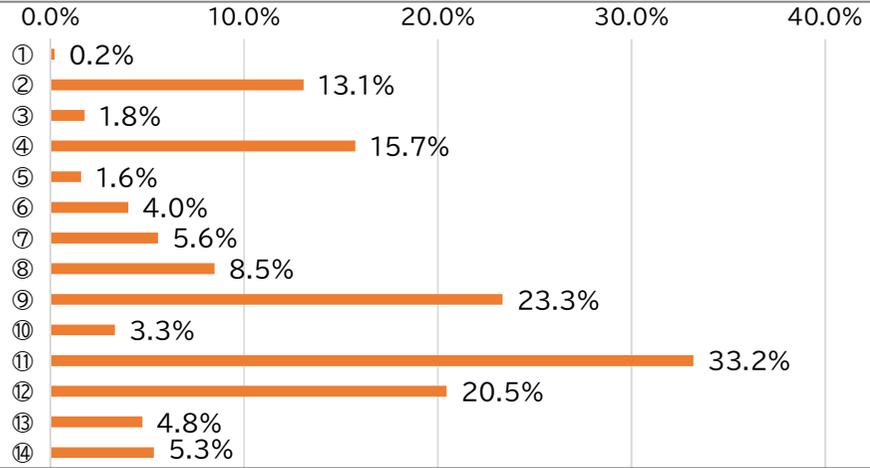
- 不登校児童生徒のうち、90日以上欠席した児童生徒数は、小・中学校では増加しているが、高等学校では減少している。
- 全国との比較では、全校種において大きな差異はみられない。
- 経年推移をみると、全校種で横ばいである。

Ⅲ 不登校 (4) 不登校児童生徒について把握した事実(校種別)

小学校

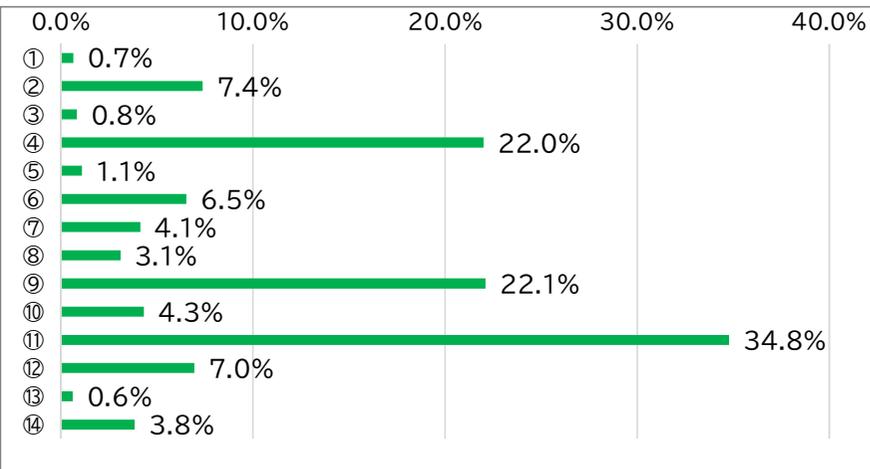


中学校



- 小・中・高等学校ともに「⑪学校生活に対してやる気が出ない」の割合が最も多い。
- 小・中学校では「⑫不安・抑うつ」の相談があった」の割合が高等学校よりも多い。

高等学校



不登校児童生徒について把握した事実の区分と人数(人) ※複数回答		小学校	中学校	高等学校
①	いじめの被害の情報や相談	45	25	22
②	いじめ被害を除く友人関係をめぐり問題の情報や相談	599	1,417	244
③	教職員との関係をめぐり問題の情報や相談	265	192	28
④	学業の不振や頻繁な宿題の未提出	917	1,706	727
⑤	学校のきまり等に関する相談	70	173	37
⑥	転編入学、進級時の不適應による相談	184	437	216
⑦	家庭生活の変化に関する情報や相談	514	602	137
⑧	親子の関わり方に関する問題の情報や相談	735	919	103
⑨	生活リズムの不調に関する相談	1,390	2,529	730
⑩	あそび、非行に関する情報や相談	85	361	143
⑪	学校生活に対してやる気が出ない等の相談	2,037	3,596	1,149
⑫	不安・抑うつに関する相談	1,346	2,217	230
⑬	障害(疑いを含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談	380	516	21
⑭	個別の配慮(13以外)についての求めや相談	452	579	127

※グラフの数字は、不登校児童生徒数に占める割合

Ⅲ 不登校 調査結果・今後の対応

【調査結果】

- 不登校児童生徒数は、小学校で5,958人(前年度比35.6%増)、中学校で10,833人(前年度比11.5%増)、高等学校で3,302人(前年度比17.8%増)であり、全国と同様に増加傾向である。
- 小・中学校における不登校児童生徒数は学年を追うごとに増加している。
- 中学校1学年の新規数が、小・中学校含めた他の学年の新規数と比較して多い。中学校2・3学年では、継続数が多い。
- 高等学校においては、学年を追うごとに減少している。1学年では新規数が多い。
- 小・中学校における不登校児童生徒のうち「学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数」の割合は、上がっている。

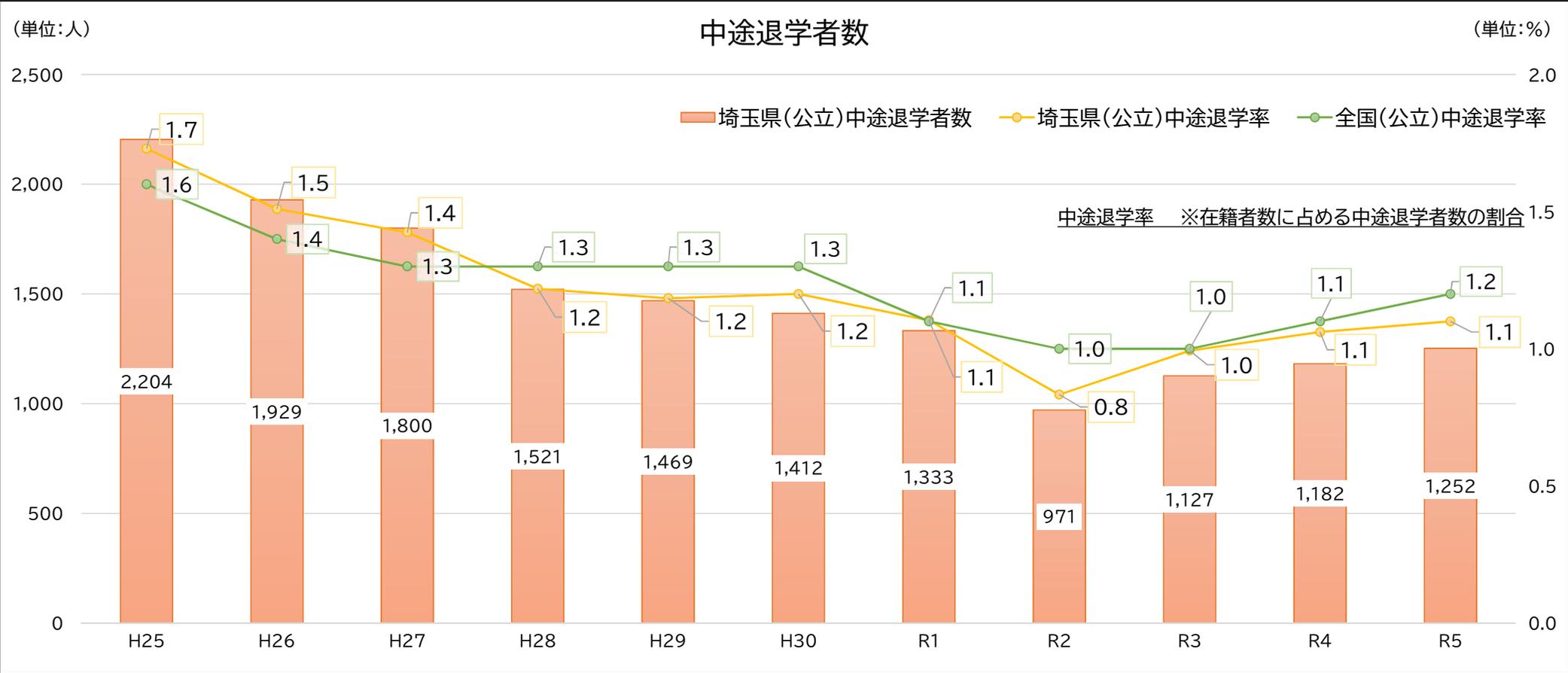
【結果の考察】

- 不登校児童生徒の増加の要因として、児童生徒の休養の必要性等を明示した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面等による保護者の学校に対する意識の変化が考えられる。
- 学校生活が通常に戻る中で、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、新たに交友関係を築かなければならないなど、学校生活に対して意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景にあると捉えている。

【今後の対応】

- 教職員に対する不登校への理解促進のため、「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～」や「長期欠席者等の支援状況確認リスト」を活用するなど研修の充実を図る。
- 登校に困難を抱える児童生徒の早期発見・早期対応の取組を推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携した教育相談体制の充実を図る。
- 不登校となっている児童生徒に対しては、学業の遅れや進路選択上の不利益とならないよう、学びたいと思ったときに学べる教育機会の確保など支援の充実を図る。
- 教室に入ることが困難な児童生徒の校内での居場所として、校内教育支援センター等の設置を働き掛けていく。

IV 中途退学 (1) 高等学校における中途退学の状況(全国との比較・経年推移)

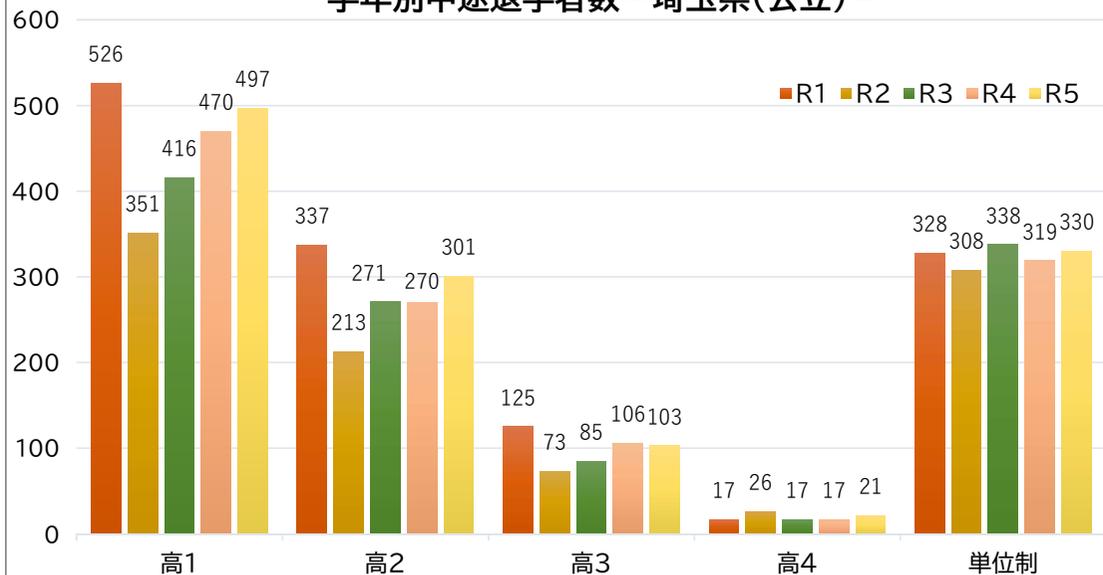


● 高等学校における中途退学者数は、1,252人(前年度1,182人)であり、在籍者数に占める割合は1.1%(前年度1.1%)である。

IV 中途退学 (2) 学年別中途退学者数(全国との比較・学年別)

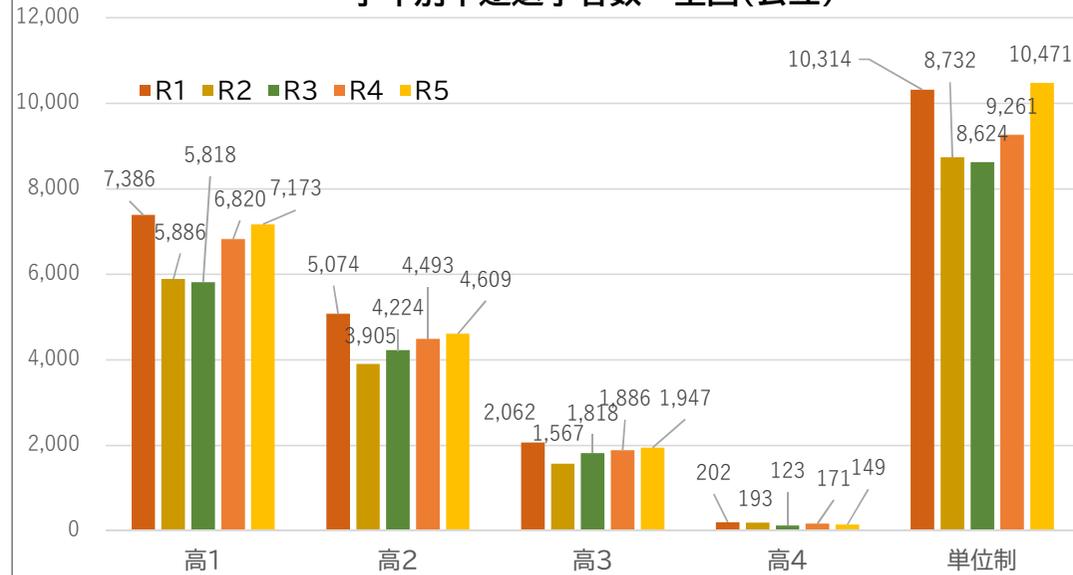
学年別中途退学者数－埼玉県(公立)－

(単位:人)



学年別中途退学者数－全国(公立)－

(単位:人)



埼玉県(公立)	R1	R2	R3	R4	R5
高1	526	351	416	470	497
高2	337	213	271	270	301
高3	125	73	85	106	103
高4	17	26	17	17	21
単位制	328	308	338	319	330
合計	1,333	971	1,127	1,182	1,252

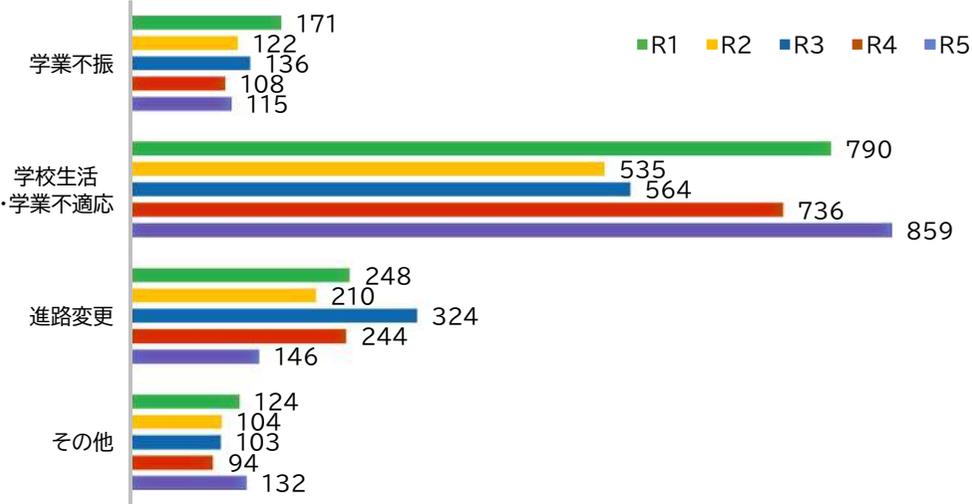
国(公立)	R1	R2	R3	R4	R5
高1	7,386	5,886	5,818	6,820	7,173
高2	5,074	3,905	4,224	4,493	4,609
高3	2,062	1,567	1,818	1,886	1,947
高4	202	193	123	171	149
単位制	10,314	8,732	8,624	9,261	10,471
合計	25,038	20,283	20,607	22,631	24,349

- 学年別中途退学者数は、1学年が497人(前年度470人)であり、他学年と比較して多い。
- また、1学年における中途退学者数は令和2年度以降、毎年増加している。

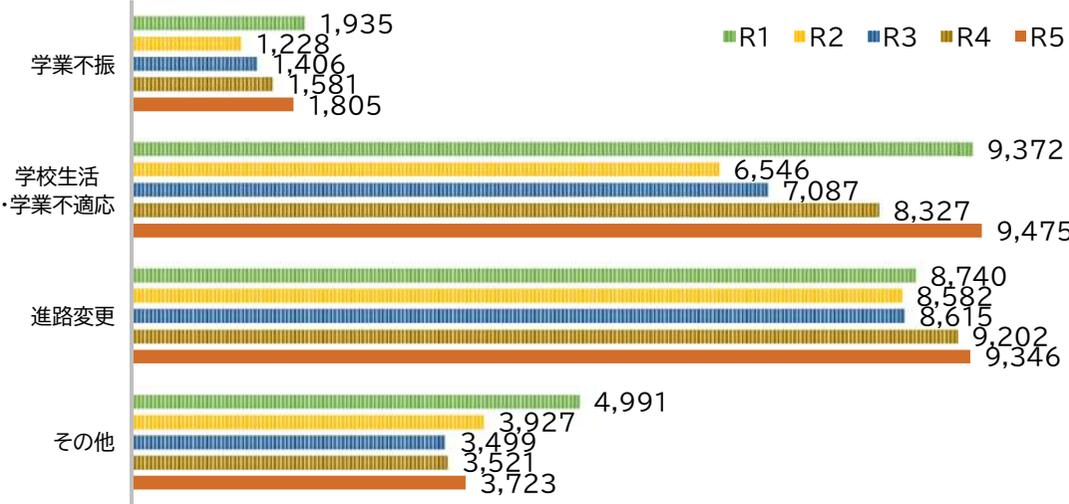
IV 中途退学 (3) 中途退学の事由(全国との比較・経年推移)

- 「学校生活・学業不適応」が最も多く、前年度と比較をすると、859人(前年度736人)と123人増加している。特に、1学年で388人(前年度298人)と90人増加している。
- 「進路変更」が146人(前年度224人)と前年度より78人減少している。

事由別中途退学者数-埼玉県(公立)- (単位:人)



事由別中途退学者数-全国(公立)- (単位:人)



埼玉県(公立)	高1					高2					高3					高4					単位制					合計				
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
学業不振	62	47	79	67	67	58	29	34	28	28	9	1	7	5	5	0	0	0	0	1	42	45	16	8	14	171	122	136	108	115
学校生活・学業不適応	367	219	202	298	338	182	107	117	163	220	65	27	35	57	52	10	4	5	1	4	166	178	205	217	245	790	535	564	736	859
進路変更	60	61	115	80	36	70	50	89	55	26	37	20	26	32	23	6	18	1	12	10	75	61	93	65	51	248	210	324	244	146
その他	37	24	20	25	56	27	27	31	24	27	14	25	17	12	23	1	4	11	4	6	45	24	24	29	20	124	104	103	94	132
合計	526	351	416	470	497	337	213	271	270	301	125	73	85	106	103	17	26	17	17	21	328	308	338	319	330	1,333	971	1,127	1,182	1,252

IV 中途退学 調査結果・今後の対応

【調査結果】

- 中途退学者数は、1,252人(前年度1,182人)であり、中途退学率は1.1%(前年度1.1%)である。学年別中途退学者数は、1学年が497人(前年度470人)であり、他学年と比較して多く、1学年における中途退学者数は令和3年度以降、毎年増加している。
- 中途退学の事由は、「学校生活・学業不適応」が859人(前年度比16.7%増)、「学業不振」が115人(前年度比6.5%増)、「進路変更」が146人(前年度比40.2%減)である。

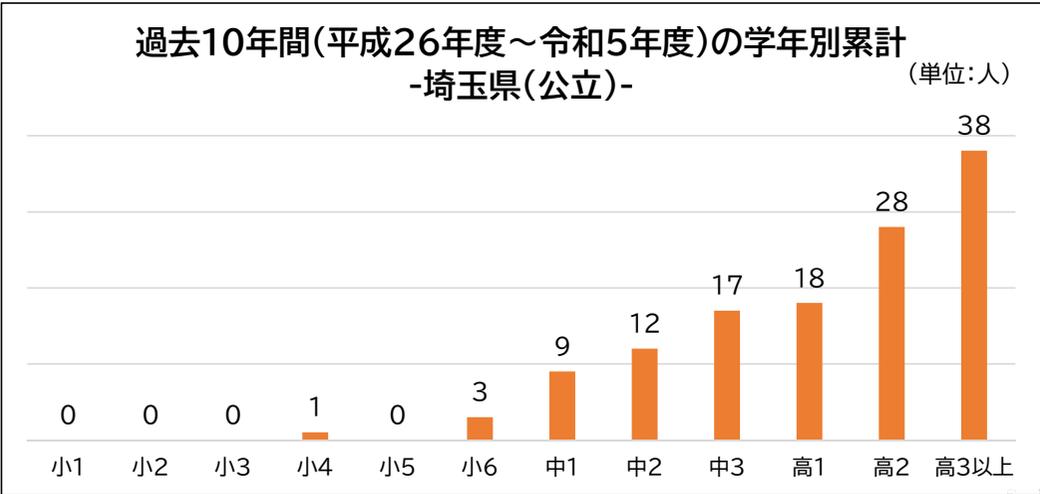
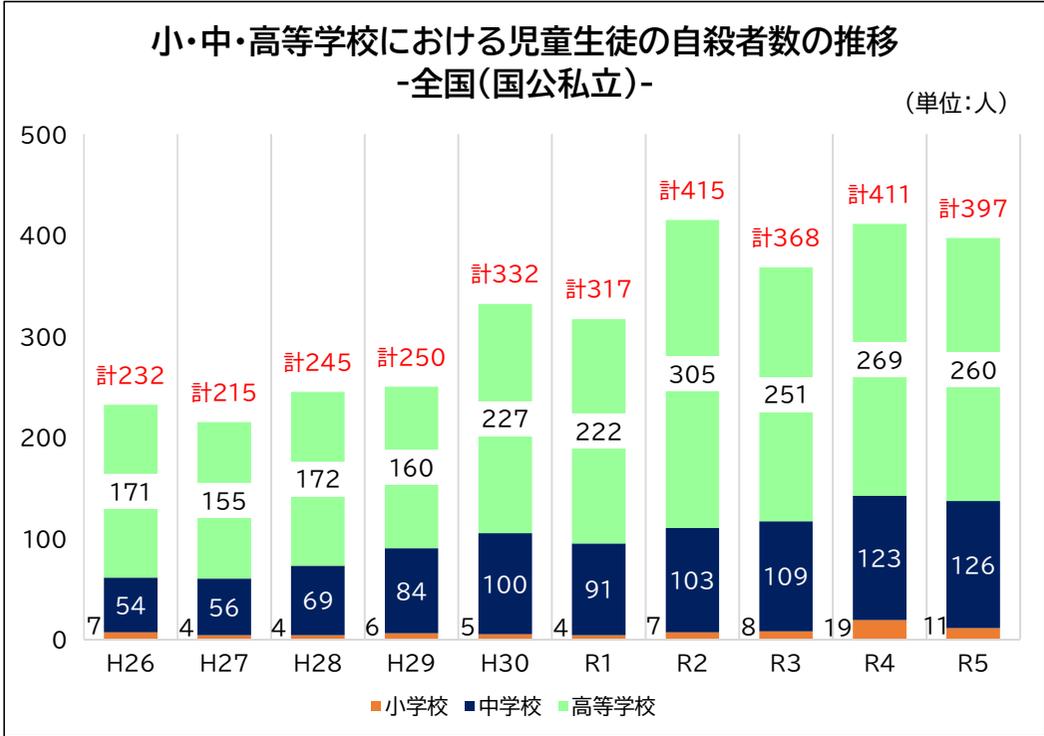
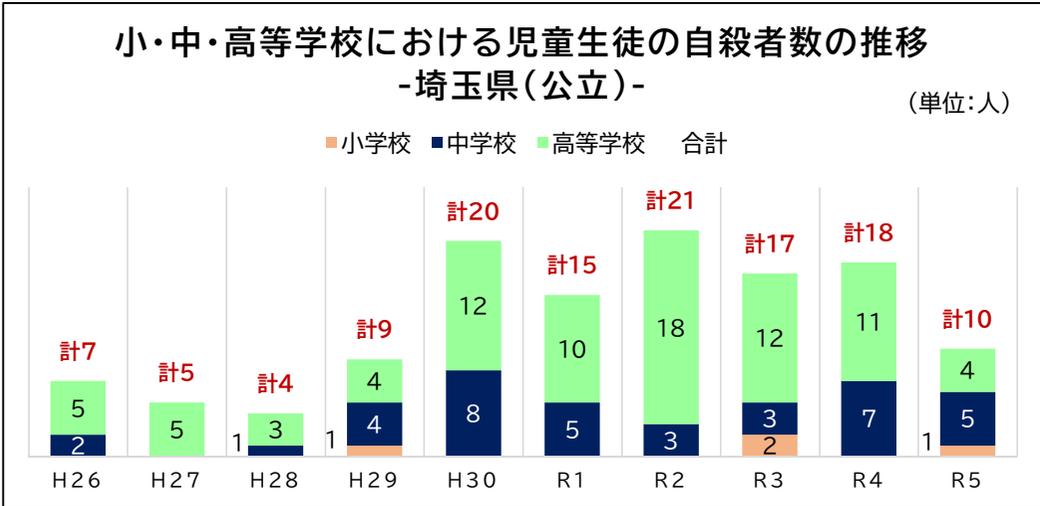
【結果考察】

- 中途退学者数増加の要因として、学校生活が通常に戻る中で、新たな人間関係を構築することや、環境の変化に適応することができず、学校生活や学業に対して前向きに考えられない状況にあったことも背景として捉えられる。

【今後の対応】

- 学校生活・学業不適応を理由とした中途退学が多いことから、教育相談体制の整備を図り、生徒の抱える多様な課題に対応していく。
- 未然防止として学校生活への適応を支援することが重要であることから、各学校での中途退学防止等に関する取組の好事例を全県に発信していく。
- 地域等と連携したキャリア教育などに取り組み、生徒が社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けるように働き掛ける。

V 自殺 (1) 自殺者数(全国との比較)



- 年間の自殺者数について、平成30年度で増加して以降大きな変化はなかったが、令和5年度は減少した。
- 学年別の累計については、学年が上がるにつれて、自殺者数が多くなる。
- 年間の自殺者数について、全国では、前年度と比較して、わずかに減少している。

V 自殺 調査結果・今後の対応

【調査結果】

- 小・中・高等学校における自殺が疑われる事案の件数は10件である。

【結果考察】

- 自殺は一般的に様々な要因が複合的に関わって起こるため、原因の特定は困難である。
- 児童生徒の変化を的確に捉えるために、学校間・校種間の情報共有や家庭との連携が重要である。

【今後の対応】

- 児童生徒の些細な変化に気付き、適切な声掛けができるようにするため、教員の年次研修や校内研修、各校の生徒指導主任等を対象とした研究協議会等で、「彩の国生徒指導ハンドブック's2019」の活用を行う等、教職員一人一人の教育相談に係る知識・技能を高める。
- 児童生徒の悩みや不安、心身の不調を早期発見・早期対応し、困難を抱える児童生徒を支援する体制を強化するため、令和3年度から東京大学大学院との連携協定に基づいて行っている「学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上」に向けた取組のより一層の充実を図る。
- また、「メンタルヘルスリテラシー授業(SOSの出し方に関する教育)」などを通して、児童生徒が自ら助けを求めたり、友人の危機を周囲に相談したりする力等を身に付けさせる。
- 学校外の相談体制の充実のため、引き続き、24時間の電話相談やSNS相談など学校以外の相談窓口も併せて活用していく。

埼玉県の主な取組

1 スクールカウンセラーの配置充実

- 令和6年度は、政令市を除く小学校689校、中学校355校、義務教育学校2校に配置している。
- 県立学校については、全日制高等学校30校、定時制高等学校10校に配置をしている。また、他の高等学校、特別支援学校からの要請に対応するため、教育事務所4所に20名配置している。その他、総合教育センターに2名配置している。
- オンラインによる相談窓口として、週5日実施している。

2 スクールソーシャルワーカーの配置充実

- 令和6年度は、政令市、中核市を除いた59市町村に76名配置している。
- 県立学校については、全日制高等学校24校に4名、定時制高等学校8校に8名している。また、他の高等学校、特別支援学校からの要請に対応するため、教育事務所4所に4名配置している。
- オンラインによる相談窓口として、週2日実施している。
- スクールソーシャルワーカーに対し支援、援助をするため、生徒指導課にスーパーバイザー2名を配置している。

3 24時間対応する電話相談事業

- いじめ、不登校などの悩みを抱えた児童生徒、保護者等のため、「子ども用フリーダイヤル」と「保護者用ダイヤル」による電話教育相談を24時間、365日実施している。

埼玉県の主な取組

4 SNSを活用した教育相談事業

- スマートフォンの普及やSNS等の利用拡大による若年層のコミュニケーション手段の変化を踏まえ、令和2年度より、さいたま市立学校を除く県内全ての国立・私立・公立の中学校・高等学校に在籍している生徒を対象に実施している。

5 学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた東京大学大学院との連携協定

- 子供たちの悩みや不安、心身の不調を早期発見、早期対応し、困難を抱える児童生徒を支援する体制を強化するため、県教育委員会は、令和2年11月に東京大学大学院教育学研究科身体教育学コース健康教育学分野と連携協定を締結した。

- 令和3年度から令和5年度までの3年間、「メンタルヘルス研究推進校」を13校(中学校8校・高等学校5校)指定し、児童生徒が自ら助けを求めたり、友人の危機を周囲に相談したりすることなどを学ぶ「メンタルヘルスリテラシー授業(SOSの出し方に関する教育)」などの取り組みを行った。また、そこで効果が認められた教材等をまとめた「埼玉県メンタルヘルスリテラシーツール」を県内の小・中・高・特別支援学校に配布した。なお、令和6年度においては、「メンタルヘルス研究推進校」を14校(小学校8校・中学校6校)指定し、引き続き研究を推進している。

【関連リンク】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/jisatuyobounituite.html>

6 生徒指導ハンドブック等の活用

- 「いじめ、自殺、暴力行為における対応のポイント」や「学校ですぐ活用できるアンケートやチェックリスト」などを掲載した生徒指導ハンドブック「I's2019」を作成し、令和元年度当初に、さいたま市を除く県内公立学校、各市町村教育委員会、県内関係課所に送付し、生徒指導課のホームページにも公開している。

埼玉県の主な取組

7 不登校児童生徒に対する支援推進事業

- 不登校児童生徒や保護者の不安や悩みを軽減や、教職員の不登校の理解促進のために、「不登校の子供を支えるためのセミナー」を年1回計画している。
- 「不登校の子供を支えるためのセミナー」では、パネルディスカッションや講演会、不登校や高校生活に関する個別相談会を開催した。児童生徒や保護者への支援方法を知る機会を設けたり、悩み相談、進路相談、フリースクールやサポート校等の紹介をする機会を設けたりすることで、学校復帰や社会的自立につながる支援に努めている。

8 中途退学に対する関連事業

- 高校生活に関する不安や悩み、中途退学を考える生徒とその保護者及び中途退学者を対象に「高校生活に関する相談会」を年2回計画している。
- 中途退学に至った生徒に対しては、社会から孤立することなく、切れ目のない支援を受けられるようにすることが重要であることから、地域の多様な機関へつなぐことで、切れ目のない支援を行っていく。